

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年9月30日

【発行者名】 トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジ
メント・カンパニー・エス・エイ
(Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役会長 加茂政司

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557
ロベルトシュトゥンパー通り9A
(9A, Rue Robert Stumper, L-2557 Luxembourg, Grand
Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 一木剛太郎

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディ
ング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 一木剛太郎

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディ
ング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

**【届出の対象とした募集(売出)外国投資
信託受益証券に係るファンドの名称】** ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
(NIKKO MONEY MARKET FUND)

- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
- ()USドル・ポートフォリオ
100億アメリカ合衆国ドル(約9,304億円)を上限とする。
 - ()ユーロ・ポートフォリオ
50億ユーロ(約6,246億円)を上限とする。
 - ()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ
50億オーストラリア・ドル(約4,264億円)を上限とする。
 - ()カナダ・ドル・ポートフォリオ
50億カナダ・ドル(約4,568億円)を上限とする。
 - ()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ
50億ニュージーランド・ドル(約3,305億円)を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

- (注1) 以下、本書において、アメリカ合衆国ドルを「米ドル」、アメリカ合衆国セントを「米セント」、オーストラリア・ドルを「豪ドル」、オーストラリア・セントを「豪セント」、カナダ・ドルを「加ドル」、カナダ・セントを「加セント」、ニュージーランド・ドルを「NZドル」、ニュージーランド・セントを「NZセント」ということがある。
- (注2) 米ドル、ユーロ、豪ドル、加ドルおよびNZドルの円貨換算は平成22年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=93.04円、1ユーロ=124.92円、1豪ドル=85.28円、1加ドル=91.36円および1NZドル=66.10円)による。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成22年5月31日に提出した有価証券届出書(以下「原届出書」という。)の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、また、記載事項のうち訂正すべき事項があるため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2 【訂正内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンド運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加 または 更新
第2 財務ハイライト情報		3 ファンドの経理状況 (1) 資産及び負債の状況 「結合純資産計算書」 「純資産計算書」 「重要な会計方針」の注記		追加
第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第5 販売及び買戻しの実績		2 販売及び買戻しの実績		追加
第四部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
			2 事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新
5 その他		4 管理会社の概況	(3) その他	追加

[次へ](#)

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

1 ファンドの運用状況(ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド(以下「トラスト」という。))

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

()USドル・ポートフォリオ

(2010年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 米ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	フランス	329,800,273.50	18.42
	オランダ	264,736,303.50	14.79
	オーストラリア	164,915,888.00	9.21
	ドイツ	64,980,802.50	3.63
	ニュージーランド	49,987,555.00	2.79
	スウェーデン	49,975,397.50	2.79
	小計	924,396,220.00	51.63
債券	フランス	74,198,860.74	4.14
	ルクセンブルグ	66,502,507.12	3.71
	小計	140,701,367.86	7.86
預金証書	デンマーク	174,861,290.50	9.77
	オーストラリア	99,937,425.00	5.58
	フランス	39,978,640.00	2.23
	小計	314,777,355.50	17.58
中期債券	ノルウェー	85,642,037.00	4.78
	フィリピン	20,097,432.00	1.12
	小計	105,739,469.00	5.91
その他の資産(負債控除後)		304,692,989.83	17.02
合計 (純資産総額)		1,790,307,402.19 (約155,220百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

(注2) 米ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、2010年7月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信
売買相場の仲値(1米ドル=86.70円)による。以下同じ。

(注3) 本書の中で、金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円
貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。
従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合がある。

()ユーロ・ポートフォリオ

(2010年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 ユーロ	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	フランス	29,978,078.00	9.88
	フィンランド	23,981,314.60	7.91
	イギリス	9,996,154.00	3.30
	アイルランド	9,995,788.00	3.30
	スウェーデン	9,995,131.00	3.30
	オランダ	9,993,376.00	3.29
	小計	93,939,841.60	30.97
債券	ベルギー	29,973,337.00	9.88
	フランス	19,025,282.15	6.27
	ドイツ	13,312,051.27	4.39
	小計	62,310,670.42	20.54
預金証書	デンマーク	29,980,613.40	9.88
	イギリス	9,999,042.00	3.30
	フランス	8,499,681.25	2.80
	小計	48,479,336.65	15.98
中期債券	ルクセンブルグ	19,815,531.74	6.53
	イギリス	15,130,500.00	4.99
	オランダ	3,999,936.80	1.32
	アメリカ合衆国	2,999,758.20	0.99
	カナダ	1,000,057.70	0.33
	小計	42,945,784.44	14.16
その他の資産(負債控除後)		55,654,058.27	18.35
合計 (純資産総額)		303,329,691.38 (約34,337百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

(注2) ユーロの円貨換算は、2010年7月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=113.20円)による。以下同じ。

(注3) 本書の中で、金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合がある。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2010年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 豪ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	オーストラリア	253,807,565.50	14.21
	フランス	145,875,065.00	8.17
	ドイツ	99,701,230.00	5.58
	デンマーク	99,539,155.00	5.57
	アメリカ合衆国	37,107,744.87	2.08
	小計	636,030,760.37	35.61
債券	ドイツ	136,763,419.93	7.66
	アメリカ合衆国	83,501,407.15	4.68
	スペイン	73,049,762.71	4.09
	オーストラリア	29,000,044.80	1.62
	ルクセンブルグ	4,808,544.00	0.27
	小計	327,123,178.59	18.32
預金証書	オーストラリア	99,663,320.00	5.58
	デンマーク	74,766,007.50	4.19
	小計	174,429,327.50	9.77
中期債券	スイス	170,406,852.08	9.54
	アメリカ合衆国	109,267,172.99	6.12
	アラブ首長国連邦	25,000,000.00	1.40
	ドイツ	18,018,336.60	1.01
	スウェーデン	17,751,874.56	0.99
	オランダ	7,360,213.47	0.41
	スペイン	5,997,130.20	0.34
	オーストラリア	5,775,854.41	0.32
	ノルウェー	2,793,057.68	0.16
	小計	362,370,491.99	20.29
その他の資産(負債控除後)		286,008,420.30	16.01
合計 (純資産総額)		1,785,962,178.75 (約139,359百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

(注2) オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)の円貨換算は、2010年7月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=78.03円)による。以下同じ。

(注3) 本書の中で、金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合がある。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2010年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 カナダ・ドル	投資比率 (%)
債券	カナダ	17,974,414.00	65.27
	小計	17,974,414.00	65.27
中期債券	オランダ	3,421,930.70	12.43
	小計	3,421,930.70	12.43
その他の資産(負債控除後)		6,140,766.33	22.30
合計 (純資産総額)		27,537,111.03 (約2,304百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

(注2) カナダ・ドル(以下「加ドル」という。)の円貨換算は、2010年7月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1加ドル=83.68円)による。以下同じ。

(注3) 本書の中で、金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合がある。

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2010年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 ニュージーランド・ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	フランス	187,801,972.00	16.82
	オーストラリア	124,847,084.00	11.18
	ドイツ	99,541,475.00	8.92
	オランダ	99,208,659.00	8.89
	デンマーク	84,640,991.00	7.58
	小計	596,040,181.00	53.40
債券	フィンランド	30,108,398.76	2.70
	スウェーデン	2,178,411.07	0.20
	小計	32,286,809.83	2.89
預金証書	イギリス	33,775,076.40	3.03
	小計	33,775,076.40	3.03
中期債券	ルクセンブルグ	113,060,645.90	10.13
	ニュージーランド	29,999,671.70	2.69
	アイルランド	29,999,586.00	2.69
	アメリカ合衆国	29,778,900.61	2.67
	スイス	27,070,061.31	2.43
	ドイツ	24,218,207.33	2.17
	オーストラリア	22,902,615.80	2.05
	ノルウェー	21,215,159.30	1.90
	オランダ	14,084,452.99	1.26
	カナダ	9,999,563.00	0.90
	小計	322,328,863.94	28.88
その他の資産(負債控除後)		131,841,103.95	11.81
合計 (純資産総額)		1,116,272,035.12 (約69,823百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

(注2) ニュージーランド・ドル(以下「NZドル」という。)の円貨換算は、2010年7月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1NZドル=62.55円)による。以下同じ。

(注3) 本書の中で、金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合がある。

(2) 運用実績

純資産の推移

()USドル・ポートフォリオ

2009年8月以降2010年7月までの各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米セント	円
2009年8月末日	1,768,058	153,291	1	1
9月末日	1,786,948	154,928	1	1
10月末日	1,798,108	155,896	1	1
11月末日	1,821,256	157,903	1	1
12月末日	1,793,581	155,503	1	1
2010年1月末日	1,785,690	154,819	1	1
2月末日	1,825,636	158,283	1	1
3月末日	1,774,733	153,869	1	1
4月末日	1,760,326	152,620	1	1
5月末日	1,769,295	153,398	1	1
6月末日	1,776,055	153,984	1	1
7月末日	1,790,307	155,220	1	1

上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合があります。

()ユーロ・ポートフォリオ

2009年8月以降2010年7月までの各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千ユーロ	百万円	ユーロ・セント	円
2009年8月末日	245,712	27,815	1	1
9月末日	247,756	28,046	1	1
10月末日	250,812	28,392	1	1
11月末日	246,081	27,856	1	1
12月末日	251,164	28,432	1	1
2010年1月末日	256,304	29,014	1	1
2月末日	266,350	30,151	1	1
3月末日	268,243	30,365	1	1
4月末日	274,906	31,119	1	1
5月末日	299,567	33,911	1	1
6月末日	302,552	34,249	1	1
7月末日	303,330	34,337	1	1

上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合があります。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

2009年8月以降2010年7月までの各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪セント	円
2009年8月末日	1,843,481	143,847	1	1
9月末日	1,776,213	138,598	1	1
10月末日	1,713,527	133,707	1	1
11月末日	1,750,406	136,584	1	1
12月末日	1,776,365	138,610	1	1
2010年1月末日	1,790,671	139,726	1	1
2月末日	1,833,218	143,046	1	1
3月末日	1,685,034	131,483	1	1
4月末日	1,674,984	130,699	1	1
5月末日	1,914,309	149,374	1	1
6月末日	1,819,453	141,972	1	1
7月末日	1,785,962	139,359	1	1

上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合があります。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

2009年8月以降2010年7月までの各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千加ドル	百万円	加セント	円
2009年8月末日	28,999	2,427	1	1
9月末日	29,274	2,450	1	1
10月末日	28,058	2,348	1	1
11月末日	28,189	2,359	1	1
12月末日	27,241	2,280	1	1
2010年1月末日	26,834	2,245	1	1
2月末日	26,440	2,212	1	1
3月末日	25,192	2,108	1	1
4月末日	25,028	2,094	1	1
5月末日	25,518	2,135	1	1
6月末日	25,888	2,166	1	1
7月末日	27,537	2,304	1	1

上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合があります。

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

2009年8月以降2010年7月までの各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千NZドル	百万円	NZセント	円
2009年8月末日	1,279,557	80,036	1	1
9月末日	1,228,655	76,852	1	1
10月末日	1,244,846	77,865	1	1
11月末日	1,151,499	72,026	1	1
12月末日	1,122,130	70,189	1	1
2010年1月末日	1,152,893	72,113	1	1
2月末日	1,104,812	69,106	1	1
3月末日	1,087,670	68,034	1	1
4月末日	1,153,060	72,124	1	1
5月末日	1,180,074	73,814	1	1
6月末日	1,150,790	71,982	1	1
7月末日	1,116,272	69,823	1	1

上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合があります。

分配の推移

()USドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1米セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は(ルクセブルグおよび受益者の属する国の分配金に関する源泉税およびその他の税金控除後)当該最終営業日の直前の日に適用される各ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これらにつきファンド証券が発行される。

2009年8月1日から2010年7月末日までの1口当たりの分配金の合計額は、0.000019632米ドル(0.001702094円)であった。

()ユーロ・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1ユーロ・セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は(ルクセブルグおよび受益者の属する国の分配金に関する源泉税およびその他の税金控除後)当該最終営業日の直前の日に適用される各ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これらにつきファンド証券が発行される。

2009年8月1日から2010年7月末日までの1口当たりの分配金の合計額は、0.000028270ユーロ(0.003200164円)であった。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1豪セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は(ルクセブルグおよび受益者の属する国の分配金に関する源泉税およびその他の税金控除後)当該最終営業日の直前の日に適用される各ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これらにつきファンド証券が発行される。

2009年8月1日から2010年7月末日までの1口当たりの分配金の合計額は、0.000326380豪ドル(0.025467431円)であった。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1加セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は(ルクセブルグおよび受益者の属する国の分配金に関する源泉税およびその他の税金控除後)当該最終営業日の直前の日に適用される各ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これらにつきファンド証券が発行される。

2009年8月1日から2010年7月末日までの1口当たりの分配金の合計額は、0.000017316加ドル(0.001449003円)であった。

() ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1NZセントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は(ルクセブルグおよび受益者の属する国の分配金に関する源泉税およびその他の税金控除後)当該最終営業日の直前の日に適用される各ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これらにつきファンド証券が発行される。

2009年8月1日から2010年7月末日までの1口当たりの分配金の合計額は、0.000211502NZドル(0.013229450円)であった。

収益率の推移

()USドル・ポートフォリオ

期間	収益率(注)
2009年8月1日～2010年7月31日	0.196%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 2010年7月末日の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 2009年7月末日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

()ユーロ・ポートフォリオ

期間	収益率(注)
2009年8月1日～2010年7月31日	0.283%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 2010年7月末日の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 2009年7月末日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

期間	収益率(注)
2009年8月1日～2010年7月31日	3.264%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 2010年7月末日の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 2009年7月末日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

期間	収益率(注)
2009年8月1日～2010年7月31日	0.173%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 2010年7月末日の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 2009年7月末日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

期間	収益率(注)
2009年8月1日～2010年7月31日	2.115%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 2010年7月末日の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 2009年7月末日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

[次へ](#)

2 販売及び買戻しの実績

()USドル・ポートフォリオ

2009年8月1日以降2010年7月末日までの販売および買戻しの実績ならびに2010年7月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
144,695,452,720 (144,695,452,720)	140,087,141,872 (140,087,141,872)	179,029,431,311 (179,029,431,311)

(注) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

()ユーロ・ポートフォリオ

2009年8月1日以降2010年7月末日までの販売および買戻しの実績ならびに2010年7月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
17,927,691,906 (17,927,691,906)	12,518,692,770 (12,518,692,770)	30,332,747,664 (30,332,747,664)

(注) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

2009年8月1日以降2010年7月末日までの販売および買戻しの実績ならびに2010年7月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
285,146,172,446 (285,146,172,446)	302,373,121,392 (302,373,121,392)	178,576,379,720 (178,576,379,720)

(注) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

2009年8月1日以降2010年7月末日までの販売および買戻しの実績ならびに2010年7月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
1,762,213,252 (1,762,213,252)	2,076,053,967 (2,076,053,967)	2,753,685,239 (2,753,685,239)

(注) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

2009年8月1日以降2010年7月末日までの販売および買戻しの実績ならびに2010年7月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
118,379,855,262 (118,379,855,262)	137,902,934,314 (137,902,934,314)	111,619,828,849 (111,619,828,849)

(注) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

[前へ](#) [次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a. トラストの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文(英文)の中間財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。トラストの中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項 ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b. トラストの原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)の監査を受けていない。
- c. トラストの原文の財務書類は、それぞれ下記の通貨で表示されている。

USドル・ポートフォリオ	=	米ドル
ユーロ・ポートフォリオ	=	ユーロ
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	=	オーストラリア・ドル
カナダ・ドル・ポートフォリオ	=	カナダ・ドル
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ	=	ニュージーランド・ドル

日本語の財務書類には円換算額が併記されている。日本円による金額は、以下に掲げた各通貨の平成22年7月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1米ドル	=	86.70円
1ユーロ	=	113.20円
1オーストラリア・ドル	=	78.03円
1カナダ・ドル	=	83.68円
1ニュージーランド・ドル	=	62.55円

[前へ](#) [次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

結合純資産計算書

2010年6月30日現在

結 合

	注	米ドル(*)	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		3,555,951,101	308,300,960
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	3,555,282,347	308,242,979
現金および預金		953,893,141	82,702,535
未収投資有価証券利息	2.6	28,100,332	2,436,299
未収預金利息	2.6	79,070	6,855
その他の資産		52,487	4,551
資産合計		4,537,407,377	393,393,220
負債			
未払分配金	9	7,423,752	643,639
未払代行協会員報酬	5	3,212,622	278,534
未払投資顧問報酬	4	837,933	72,649
未払管理事務代行報酬	7	395,272	34,270
未払保管報酬	6	263,679	22,861
未払専門家および弁護士報酬		135,715	11,766
未払年次税	8	113,158	9,811
未払管理報酬	3	74,237	6,436
未払設立費	2.5	24,155	2,094
未払公告費		4,323	375
負債合計		12,484,846	1,082,436
純資産額		4,524,922,531	392,310,783

(*)注2.2を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2010年6月30日現在

	注	USドル・ポートフォリオ	
		米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		1,304,021,092	113,058,629
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	1,301,263,280	112,819,526
現金および預金		477,869,552	41,431,290
未収投資有価証券利息	2.6	4,245,458	368,081
未収預金利息	2.6	2,406	209
その他の資産		21,616	1,874
資産合計		1,783,402,312	154,620,980
負債			
未払分配金	9	383,341	33,236
未払代行協会員報酬	5	259,943	22,537
未払投資顧問報酬	4	143,295	12,424
未払管理事務代行報酬	7	38,992	3,381
未払保管報酬	6	25,995	2,254
未払専門家および弁護士報酬		47,914	4,154
未払年次税	8	44,412	3,851
未払管理報酬	3	12,997	1,127
負債合計		956,889	82,962
純資産額		1,782,445,423	154,538,018
発行済受益証券口数		178,244,542,343口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.87円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2010年6月30日現在

	注	ユーロ・ポートフォリオ	
		ユーロ	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		213,237,371	24,138,470
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	212,596,232	24,065,893
現金および預金		89,449,813	10,125,719
未収投資有価証券利息	2.6	1,893,462	214,340
未収預金利息	2.6	837	95
その他の資産		6,927	784
資産合計		303,947,271	34,406,831
負債			
未払分配金	9	74,565	8,441
未払代行協会員報酬	5	56,043	6,344
未払投資顧問報酬	4	39,228	4,441
未払管理事務代行報酬	7	8,405	951
未払保管報酬	6	5,604	634
未払専門家および弁護士報酬		6,992	791
未払年次税	8	7,566	856
未払管理報酬	3	2,807	318
負債合計		201,210	22,777
純資産額		303,746,061	34,384,054
発行済受益証券口数		30,374,606,105口	
1口当たり純資産価格		0.01	1.13円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2010年6月30日現在

	注	オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	
		オーストラリア・ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		1,557,193,755	121,507,829
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	1,559,720,433	121,704,985
現金および預金		254,325,742	19,845,038
未収投資有価証券利息	2.6	17,375,327	1,355,797
未収預金利息	2.6	66,672	5,202
その他の資産		13,097	1,022
資産合計		1,831,501,271	142,912,044
負債			
未払分配金	9	6,265,925	488,930
未払代行協会員報酬	5	2,207,086	172,219
未払投資顧問報酬	4	485,261	37,865
未払管理事務代行報酬	7	264,684	20,653
未払保管報酬	6	176,580	13,779
未払専門家および弁護士報酬		68,677	5,359
未払年次税	8	45,551	3,554
未払管理報酬	3	44,143	3,444
負債合計		9,557,907	745,803
純資産額		1,821,943,364	142,166,241
発行済受益証券口数		182,194,336,375口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.78円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2010年6月30日現在

	注	カナダ・ドル・ポートフォリオ	
		カナダ・ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		21,288,791	1,781,446
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	21,268,409	1,779,740
現金および預金		4,721,334	395,081
未収投資有価証券利息	2.6	100,648	8,422
未収預金利息	2.6	107	9
資産合計		26,090,498	2,183,253
負債			
未払分配金	9	5,373	450
未払代行協会員報酬	5	4,231	354
未払投資顧問報酬	4	2,965	248
未払管理事務代行報酬	7	636	53
未払保管報酬	6	425	36
未払専門家および弁護士報酬		720	60
未払年次税	8	647	54
未払管理報酬	3	214	18
未払公告費		4,537	380
その他の費用		9,570	801
負債合計		29,318	2,453
純資産額		26,061,180	2,180,800
発行済受益証券口数		2,606,117,967口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.84円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2010年6月30日現在

	注	ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ	
		ニュージーランド・ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		924,546,804	57,830,403
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	925,606,429	57,896,682
現金および預金		209,060,932	13,076,761
未収投資有価証券利息	2.6	9,525,899	595,845
未収預金利息	2.6	26,825	1,678
その他の資産		16,178	1,012
資産合計		1,144,236,263	71,571,978
負債			
未払分配金	9	2,297,169	143,688
未払代行協会員報酬	5	1,435,488	89,790
未払投資顧問報酬	4	330,912	20,699
未払管理事務代行報酬	7	172,149	10,768
未払保管報酬	6	114,848	7,184
未払専門家および弁護士報酬		28,720	1,796
未払年次税	8	28,812	1,802
未払管理報酬	3	28,710	1,796
未払設立費	2.5	21,693	1,357
負債合計		4,458,501	278,879
純資産額		1,139,777,762	71,293,099
発行済受益証券口数		113,977,776,173口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.63円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[前へ](#) [次へ](#)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

統計情報

(各サブ・ファンドの通貨で表示)

	USドル・ ポートフォリオ	ユーロ・ ポートフォリオ	オーストラリア・ ドル・ ポートフォリオ	カナダ・ドル・ ポートフォリオ	ニュージーランド・ ドル・ ポートフォリオ
期末現在発行 済受益証券口 数:					
2008年 12月31日	184,356,754,118	26,977,471,475	224,504,973,971	2,848,246,160	115,881,291,992
2009年 12月31日	178,814,714,466	25,118,736,710	177,305,545,727	2,704,859,200	111,493,400,355
当期発行 口数	70,011,561,397	12,143,407,437	156,869,463,937	950,050,146	64,794,905,285
当期買戻し 口数	(70,581,733,520)	(6,887,538,042)	(151,980,673,289)	(1,048,791,379)	(62,310,529,467)
2010年 6月30日	178,244,542,343	30,374,606,105	182,194,336,375	2,606,117,967	113,977,776,173
	米ドル	ユーロ	オーストラリア・ ドル	カナダ・ドル	ニュージーランド・ ドル
期末現在純資 産額:					
2008年 12月31日	1,843,567,541	269,774,715	2,245,049,740	28,482,462	1,158,812,920
2009年 12月31日	1,788,147,145	251,187,367	1,773,055,457	27,048,592	1,114,934,004
2010年 6月30日	1,782,445,423	303,746,061	1,821,943,364	26,061,180	1,139,777,762
期末現在1口 当たり純資産 価格:					
2008年 12月31日	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
2009年 12月31日	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
2010年 6月30日	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01

[前へ](#) [次へ](#)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

財務書類に対する注記

2010年6月30日現在

注1. 事業活動

契約型傘型投資信託として組織されたニッコウ・マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」という。）は、存続期間無期限の、有価証券およびその他の資産を共有する共有持分型投資信託である。ファンドは、管理会社と保管受託銀行の間の相互の合意により、またはルクセンブルグ法に定められた事情により、いつでも解散することができる。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国の2002年12月20日法（改正済）パートIIに基づいて組織されている。

各サブ・ファンドの資産は、それぞれの投資方針および投資目的に従い別々に投資される。

各サブ・ファンドの目的は、質の高い短期金融商品に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、好収益を得ることである。

2010年6月30日現在、5つのサブ・ファンドが運用されている。

- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - USドル・ポートフォリオ
（以下「USドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - ユーロ・ポートフォリオ
（以下「ユーロ・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - オーストラリア・ドル・ポートフォリオ
（以下「オーストラリア・ドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - カナダ・ドル・ポートフォリオ
（以下「カナダ・ドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ
（以下「ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ」という）

注2. 重要な会計方針

2.1) 財務書類の表示

本財務書類は、ルクセンブルグの契約型投資信託に関する規制に従って作成されている。

2.2) 純資産計算書

ファンドの結合財務書類は、米ドルで表示されている。結合純資産計算書は、半期末決算時点の実勢為替レートを使用して米ドルに換算されたサブ・ファンドの純資産の合計である。

通貨	為替レート
ユーロ	1.222942
豪ドル	0.854117
カナダ・ドル	0.952744
ニュージーランド・ドル	0.693145

2.3) 投資有価証券

各サブ・ファンドの債券、債務証券および短期金融商品は、償却原価に基づき評価される。この評価方法は、投資有価証券を取得原価で評価し、以後有価証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引またはプレミアムを満期まで均等額で償却することを前提としている。割引またはプレミアムの償却額は、純資産変動計算書上「投資有価証券未実現評価益/(損)の変動」に含まれている。満期時に、実現純利益は「投資有価証券受取利息」に計上される。

2.4) 外貨換算

サブ・ファンドの通貨以外の通貨で表示されている資産および負債は、半期末現在の実勢為替レートで換算される。外貨建の取引は、取引日現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算される。

2.5) 設立費

設立費は、全額償却される。

2.6) 収益

受取利息は日々発生する。

以下の報酬に関連する注記3から7において、「グロス・イールド(その他費用控除後)」とは、各サブ・ファンドの総利回り(グロス・イールド)より、サブ・ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、管理会社により日々算出される料率をいう。また、「グロス・インカム(その他費用控除後)」とは、()サブ・ファンドの総利益(有価証券の売買損益を含む。)より、()サブ・ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、管理会社により日々算出される金額をいう。

注3. 管理報酬

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、管理報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の1%である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、管理報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.01%を上限とする。

注4. 投資顧問報酬

投資顧問会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、投資顧問報酬は、()グロス・インカム(その他費用控除後)の14%および()グロス・イールド(その他費用控除後)に100を乗じ以下に記載された料率を乗じた金額の低い方の額である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、投資顧問報酬の総額は、以下のように計算される。

USドル・ポートフォリオ

- 2億米ドル以下の部分	0.15%
- 2億米ドル超5億米ドル以下の部分	0.125%
- 5億米ドル超20億米ドル以下の部分	0.10%
- 20億米ドル超の部分	0.09%

ユーロ・ポートフォリオ

- 2億ユーロ以下の部分	0.15%
- 2億ユーロ超5億ユーロ以下の部分	0.125%
- 5億ユーロ超20億ユーロ以下の部分	0.10%
- 20億ユーロ超の部分	0.09%

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

- 2億豪ドル以下の部分	0.15%
- 2億豪ドル超5億豪ドル以下の部分	0.125%
- 5億豪ドル超20億豪ドル以下の部分	0.10%
- 20億豪ドル超の部分	0.09%

カナダ・ドル・ポートフォリオ

- 2億カナダ・ドル以下の部分	0.15%
- 2億カナダ・ドル超5億カナダ・ドル以下の部分	0.125%
- 5億カナダ・ドル超20億カナダ・ドル以下の部分	0.10%
- 20億カナダ・ドル超の部分	0.09%

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

- 2億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.15%
- 2億ニュージーランド・ドル超5億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.125%
- 5億ニュージーランド・ドル超20億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.10%
- 20億ニュージーランド・ドル超の部分	0.09%

注5. 代行協会員報酬

代行協会員は、各サブ・ファンドの資産から、各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、代行協会員報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の20%である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、代行協会員報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.65%を上限とする。日本における販売会社は代行協会員に支払われる報酬から報酬を受け取る。代行協会員が負担したすべての合理的な実費は、関連するサブ・ファンドが負担する。

注6. 保管報酬

保管受託銀行は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、保管報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の2%である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、保管報酬は、各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.04%を上限とする。また、電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費、ならびにファンド資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の保管料は、ファンドが負担する。

注7. 管理事務代行報酬

登録・名義書換・所在地事務および管理事務代行会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、登録・名義書換・所在地事務および管理事務代行報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の3%である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.06%を上限とする。管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社が負担した、電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費は、ファンドが負担する。

注8. 税制

ファンドは税金に関し、ルクセンブルグの法律に準拠している。ルクセンブルグにおける現行法規のもとでは、ファンドの純資産額に対し年率0.01%の資本税（「年次税」）が課せられており、四半期毎に計算され支払われる。

現行法のもとでは、ファンドもその受益者もルクセンブルグにおいて所得税またはキャピタル・ゲイン税も課せられず、源泉税または相続税も課せられない。ファンドは、ファンドのポートフォリオにおける投資有価証券から生じた収益から、当該国における源泉税控除後の収益を回収している。

注9. 分配方針

管理会社の目的は、各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格を、それぞれ0.01米ドル、0.01ユーロ、0.01オーストラリア・ドル、0.01カナダ・ドルおよび0.01ニュージーランド・ドルに維持することである。

分配宣言済の未払分配金は、受益証券の買戻し時に買戻し代金とともに支払われる。

さらに、各サブ・ファンドの毎月の最終営業日に、当該最終営業日の前日までに分配宣言済の未払分配金はすべて、当該最終営業日の前日に適用される各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行される。

[前へ](#) [次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
 契約型投資信託
 投資有価証券明細表
 2010年6月30日現在
 (単位:米ドル)
 USドル・ポートフォリオ

額面 銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券				
A. 債券		米ドル	米ドル	%
46,000,000 EIB 4.125 15SEP10	米ドル	46,975,760	46,363,205	2.60
20,170,000 EIB 4.625 15SEP10	米ドル	20,867,882	20,351,544	1.14
28,800,000 SFEF 1.50 29OCT10 144A	米ドル	28,899,648	28,894,199	1.62
45,000,000 SFEF 2 25 FEB11 REGS	米ドル	45,378,000	45,374,877	2.55
債券合計		142,121,290	140,983,825	7.91
B. 中期債券		米ドル	米ドル	%
20,000,000 ASIAN DEV BANK 4.125 15SEP10 GMTN	米ドル	20,391,800	20,159,622	1.13
85,000,000 KOMMUNALBANKEN 4.5 06OCT10	米ドル	87,968,050	85,925,293	4.82
中期債券合計		108,359,850	106,084,915	5.95
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計		250,481,140	247,068,740	13.86
II. その他の債務証券				
A. 譲渡性預金証書		米ドル	米ドル	%
25,000,000 BANK OF TOKYO MITSU LDN ECD 19JUL10	米ドル	24,982,790	24,994,725	1.40
25,000,000 BANK OF TOKYO MITSUBISHI CD 16SEP10	米ドル	24,961,725	24,967,550	1.40
40,000,000 BNP PARIBAS CD 03SEP10	米ドル	39,943,857	39,960,332	2.24
15,000,000 JYSKE BANK CD 01SEP10	米ドル	14,966,724	14,977,214	0.84
20,000,000 JYSKE BANK CD 02SEP10	米ドル	19,959,704	19,971,968	1.12
30,000,000 JYSKE BANK CD 07SEP10	米ドル	29,932,071	29,950,662	1.68
50,000,000 JYSKE BANK CD 08SEP10	米ドル	49,897,732	49,922,185	2.80
10,000,000 JYSKE BANK CD 09SEP10	米ドル	9,978,834	9,983,665	0.56
30,000,000 JYSKE BANK CD 17AUG10	米ドル	29,958,657	29,978,430	1.68
50,000,000 MIZUHO CORP BANK CD 21JUL10	米ドル	49,983,338	49,988,335	2.81
譲渡性預金証書合計		294,565,432	294,695,066	16.53

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託
投資有価証券明細表
2010年6月30日現在
(単位:米ドル)
USドル・ポートフォリオ

額面 銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
II. その他の債務証券(続き)				
B. コマーシャル・ペーパー		米ドル	米ドル	%
25,000,000 ANZ NATIONAL BANK LTD CP 18AUG10	米ドル	24,970,646	24,984,365	1.40
25,000,000 ANZ NATIONAL BANK LTD CP 19AUG10	米ドル	24,970,646	24,984,048	1.40
20,000,000 BK NEDERLANDSE GEMEENT CP 06JUL10	米ドル	19,966,811	19,998,868	1.12
50,000,000 BK NEDERLANDSE GEMEENT CP 08JUL10	米ドル	49,914,674	49,996,230	2.80
10,000,000 BNP PARIBAS AUSTRALIA CP 20SEP10	米ドル	9,983,187	9,985,333	0.56
50,000,000 CAISSE AMORT DETTE SOC CP 10AUG10	米ドル	49,950,216	49,977,815	2.80
20,000,000 CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 12NOV10	米ドル	19,930,354	19,949,178	1.12
45,000,000 CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 13OCT10	米ドル	44,899,575	44,942,378	2.52
20,000,000 CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 18AUG10	米ドル	19,966,872	19,991,032	1.12
30,000,000 CREDIT SUISSE SYDNEY CP 06AUG10	米ドル	29,973,191	29,989,218	1.68
20,000,000 CREDIT SUISSE SYDNEY CP 24SEP10	米ドル	19,972,438	19,974,236	1.12
25,000,000 KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 30JUL10	米ドル	24,977,902	24,992,715	1.40
25,000,000 LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 26JUL10	米ドル	24,980,110	24,994,318	1.40
15,000,000 LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 27AUG10	米ドル	14,974,743	14,984,078	0.84
30,000,000 NATIONAL AUSTRALIA BANK CP 25AUG10	米ドル	29,962,863	29,977,395	1.68
20,000,000 NATIONAL AUSTRALIA BANK CP 29SEP10	米ドル	19,975,752	19,976,016	1.12
50,000,000 NEDERLANDSE WATERSHAPS CP 10AUG10	米ドル	49,947,666	49,976,675	2.80
30,000,000 NEDERLANDSE WATERSHAPS CP 03AUG10	米ドル	29,960,082	29,992,503	1.68
10,000,000 NEDERLANDSE WATERSHAPS CP 06JUL10	米ドル	9,983,984	9,999,451	0.56
30,000,000 NEDERLANDSE WATERSHAPS CP 09JUL10	米ドル	29,958,807	29,997,528	1.68
25,000,000 NORDEA BANK AB CP 15SEP10	米ドル	24,967,459	24,972,765	1.40
25,000,000 NORDEA BANK AB CP 24AUG10	米ドル	24,970,646	24,982,450	1.40
20,000,000 RABOBANK NEDERLAND AUST CP 09SEP10	米ドル	19,974,477	19,980,302	1.12
90,000,000 SOC PRISE DE PARTICIPAT CP 12AUG10	米ドル	89,905,799	89,955,972	5.06
20,000,000 SOCIETE GEN AUSTRALIA CP 15SEP10	米ドル	19,971,419	19,976,078	1.13
15,000,000 SOCIETE GEN AUSTRALIA CP 17AUG10	米ドル	14,988,317	14,990,807	0.85
15,000,000 SOCIETE GENERALE CP 23SEP10	米ドル	14,975,884	14,977,720	0.85
コマーシャル・ペーパー合計		758,974,520	759,499,474	42.61
その他の債務証券合計		1,053,539,952	1,054,194,540	59.14
投資有価証券合計		1,304,021,092	1,301,263,280	73.00

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託
 投資有価証券の分類
 2010年6月30日現在
 USドル・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%)*
フランス		
	政府機関	11.73
	モーゲージおよび資金調達機関	5.05
	銀行およびその他の金融機関	3.08
		19.86
オーストラリア		
	銀行およびその他の金融機関	12.33
	持ち株会社および金融会社	1.12
		13.45
オランダ		
	モーゲージおよび資金調達機関	10.66
		10.66
デンマーク		
	銀行およびその他の金融機関	8.68
		8.68
ノルウェー		
	政府機関	4.82
		4.82
ルクセンブルグ		
	国際機関	3.74
		3.74
ドイツ		
	モーゲージおよび資金調達機関	3.65
		3.65
ニュージーランド		
	銀行およびその他の金融機関	2.80
		2.80
スウェーデン		
	銀行およびその他の金融機関	2.80
		2.80
英国		
	銀行およびその他の金融機関	1.40
		1.40
フィリピン		
	国際機関	1.14
		1.14
投資有価証券合計		73.00

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
 契約型投資信託
 投資有価証券明細表
 2010年6月30日現在
 (単位：ユーロ)
 ユーロ・ポートフォリオ

額面 銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券				
A. 債券		ユーロ	ユーロ	%
20,000,000 BELGIUM KINGDOM T BILL 0.00 18NOV10	ユーロ	19,966,946	19,968,914	6.57
10,000,000 BELGIUM KINGDOM T BILL 0.00 19AUG10	ユーロ	9,986,194	9,994,521	3.29
25,370,000 CAISSE AMOR DETTE SOC 3.125 12JUL10	ユーロ	25,751,105	25,391,123	8.36
5,000,000 FRANCE T-BILL 0.00 01JUL10	ユーロ	4,967,545	4,999,904	1.65
11,100,000 KREDITANST FUR WIED 2.5 11OCT10	ユーロ	11,192,685	11,161,990	3.67
9,765,000 LANDWIRT RENTENBANK 3 19JUL10	ユーロ	9,829,939	9,778,125	3.22
債券合計		81,694,414	81,294,577	26.76
B. 中期債券		ユーロ	ユーロ	%
3,000,000 BANK OF AMERICA CORP FRN 15FEB12	ユーロ	2,999,250	2,999,745	0.99
8,000,000 EIB 3.75 24NOV10	ユーロ	8,193,360	8,102,244	2.67
11,611,000 EIB 5.625 15OCT10 EARN	ユーロ	11,980,642	11,782,135	3.88
4,000,000 ING BANK NV FRN 20OCT10	ユーロ	3,998,800	3,999,914	1.32
1,000,000 ROYAL BANK OF CANADA FRN 23MAR11	ユーロ	1,000,330	1,000,067	0.32
中期債券合計		28,172,382	27,884,105	9.18
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計		109,866,796	109,178,682	35.94

(*) 純資産総額に対する時価の比率 (%)

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
 契約型投資信託
 投資有価証券明細表
 2010年6月30日現在
 (単位：ユーロ)
 ユーロ・ポートフォリオ

額面 銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
II. その他の債務証券				
A. コマーシャル・ペーパー				
		ユーロ	ユーロ	%
11,000,000 CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 30JUL10	ユーロ	10,975,862	10,996,021	3.62
10,000,000 GE CAP EUROPEAN FUNDING CP 01SEP10	ユーロ	9,988,258	9,991,959	3.29
14,000,000 MUNICIPALITY FINANCE PLC CP 23SEP10	ユーロ	13,975,961	13,984,160	4.60
10,000,000 NORDEA BANK AB CP 07SEP10	ユーロ	9,988,139	9,991,385	3.29
10,000,000 UBS AG LONDON CP 01SEP10	ユーロ	9,989,279	9,992,659	3.29
コマーシャル・ペーパー合計		54,917,499	54,956,184	18.09
B. 譲渡性預金証書				
		ユーロ	ユーロ	%
10,000,000 BANK OF TOKYO MITSU LDN ECD 09AUG10	ユーロ	9,994,062	9,996,169	3.29
8,500,000 BNP PARIBAS CD 02AUG10	ユーロ	8,495,540	8,496,495	2.80
14,000,000 JYSKE BANK CD 10SEP10	ユーロ	13,982,669	13,986,437	4.60
16,000,000 JYSKE BANK FFCD 23SEP10	ユーロ	15,980,805	15,982,265	5.27
譲渡性預金証書合計		48,453,076	48,461,366	15.96
その他の債務証券合計		103,370,575	103,417,550	34.05
投資有価証券合計		213,237,371	212,596,232	69.99

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
 契約型投資信託
 投資有価証券の分類
 2010年6月30日現在
 ユーロ・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%)*
フランス	政府機関	11.97
	銀行およびその他の金融機関	2.80
	中央政府 - 債務証券	1.65
		16.42
デンマーク	銀行およびその他の金融機関	9.87
		9.87
ベルギー	中央政府 - 債務証券	9.86
		9.86
ドイツ	モーゲージおよび資金調達機関	6.89
		6.89
英国	銀行およびその他の金融機関	6.58
		6.58
ルクセンブルグ	国際機関	6.55
		6.55
フィンランド	政府機関	4.60
		4.60
アイルランド	持ち株会社および金融会社	3.29
		3.29
スウェーデン	銀行およびその他の金融機関	3.29
		3.29
オランダ	銀行およびその他の金融機関	1.32
		1.32

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
契約型投資信託
投資有価証券の分類
2010年6月30日現在
ユーロ・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類(続き)

地域	業種	比率(%)*
アメリカ合衆国	銀行およびその他の金融機関	0.99
		0.99
カナダ	銀行およびその他の金融機関	0.33
		0.33
投資有価証券合計		69.99

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
 契約型投資信託
 投資有価証券明細表
 2010年6月30日現在
 (単位：オーストラリア・ドル)
 オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

額面 銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券				
A. 債券		豪ドル	豪ドル	%
4,800,000 EIB 5.375 24JAN11	豪ドル	4,812,000	4,809,984	0.26
14,000,000 GENERAL ELEC CAP AUS FRN 10FEB11	豪ドル	14,000,420	14,000,052	0.77
42,000,000 GOLDMAN SACHS GROUP FRN 12APR11	豪ドル	41,994,740	41,998,882	2.31
15,000,000 HBOS TREASURY SERV FRN 19OCT11 S TD	豪ドル	15,000,000	15,000,000	0.82
4,000,000 HSBC FINANCE CORP FRN 22SEP11	豪ドル	4,000,400	4,000,100	0.22
73,096,000 INSTITUT CRE OFFICIAL 5.50 08MAR11	豪ドル	73,028,327	73,043,483	4.01
133,200,000 KREDITANST FUR WIED 5.5 16AUG10	豪ドル	133,854,156	133,373,300	7.32
10,563,000 LANDWIRT RENTENBANK 6.25 19JUL10	豪ドル	10,712,629	10,573,564	0.58
12,500,000 MERRILL LYNCH FRN 02SEP10	豪ドル	12,515,750	12,500,719	0.69
10,000,000 MERRILL LYNCH FRN 15JUN11	豪ドル	10,010,100	10,002,113	0.55
15,000,000 MERRILL LYNCH FRN 30NOV11	豪ドル	15,000,000	15,000,000	0.82
87,000,000 NETWORK RAIL INFRA FIN 5.5 20JUL10	豪ドル	87,830,780	87,058,202	4.78
債券合計		422,759,302	421,360,399	23.13
B. 中期債券		豪ドル	豪ドル	%
25,000,000 ABU DHABI COM BK FRN 17JAN12	豪ドル	25,000,000	25,000,000	1.37
147,466,000 BANK NEDERLANDSE GEM 5 16JUL10	豪ドル	147,841,182	147,489,832	8.10
7,294,000 BANK NEDERLANDSE GEM 7.25 17JAN11	豪ドル	7,388,093	7,371,830	0.40
35,320,000 EUROFIMA 6 16AUG10	豪ドル	35,607,384	35,383,923	1.94
38,158,000 EUROFIMA 6.9 30JUL10	豪ドル	38,607,835	38,229,774	2.10
1,800,000 GE CAP AUSTRALIA FDG 5.75 11AUG10	豪ドル	1,800,900	1,800,461	0.10
1,700,000 IBRD 4.4 28OCT10	豪ドル	1,688,950	1,695,474	0.09
25,361,000 IBRD 5.34 26OCT10	豪ドル	25,444,184	25,388,116	1.39
22,170,000 IBRD 5.34 26OCT10 SER GDIF	豪ドル	22,198,821	22,195,571	1.22
37,536,000 IBRD 5.46 21DEC10	豪ドル	37,611,072	37,605,483	2.06
15,100,000 IBRD 5.46 28SEP10	豪ドル	15,120,989	15,117,990	0.83
1,000,000 IBRD 6.36 20DEC10	豪ドル	1,011,000	1,005,500	0.06
1,300,000 IBRD 6.51 24JAN11	豪ドル	1,313,000	1,307,511	0.07
6,000,000 INSTITUT CRED OFICIAL 4.53 20OCT10	豪ドル	5,991,600	5,996,080	0.33
5,000,000 INTER AMERICAN DEV BK 4.01 12NOV10	豪ドル	4,952,500	4,979,180	0.27
2,800,000 KOMMUNALBANKEN 4 15NOV10 EMTN	豪ドル	2,783,480	2,791,129	0.15
13,812,000 KOMMUNINVEST SVERIGE 5.83 27SEP10	豪ドル	13,901,603	13,843,013	0.76
18,000,000 KREDITANST FUR WIED 6.07 27AUG10	豪ドル	18,100,640	18,037,990	1.00
中期債券合計		406,363,233	405,238,857	22.24
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計		829,122,535	826,599,256	45.37

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
 契約型投資信託
 投資有価証券明細表
 2010年6月30日現在
 (単位：オーストラリア・ドル)
 オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

額面 銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
II. その他の債務証券				
A. コマーシャル・ペーパー		豪ドル	豪ドル	%
50,000,000 BARCLAYS BANK PLC CP 23AUG10	豪ドル	49,387,458	49,648,115	2.73
55,000,000 BNP PARIBAS AUSTRALIA CP 16SEP10	豪ドル	54,335,567	54,436,674	2.99
50,000,000 CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 08MAR11	豪ドル	47,645,227	48,367,270	2.65
50,000,000 CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 16DEC10	豪ドル	47,732,697	48,935,625	2.69
50,000,000 CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 20APR11	豪ドル	47,515,469	47,982,175	2.63
19,183,000 FNMA ECP 29OCT10	豪ドル	18,789,552	18,873,862	1.04
18,228,000 FNMA ECP 31AUG10	豪ドル	17,889,662	18,090,896	0.99
50,000,000 NATIONAL AUSTRALIA BANK CP 31AUG10	豪ドル	49,380,379	49,595,615	2.72
50,000,000 NEDERLANDSE WATERSHAPS CP 26JUL10	豪ドル	49,595,138	49,830,220	2.74
50,000,000 NYKREDIT BANK CP 17SEP10	豪ドル	49,386,618	49,473,290	2.72
50,000,000 NYKREDIT BANK CP 19AUG10	豪ドル	49,382,879	49,664,610	2.73
50,000,000 RABOBANK NEDERLAND AUST CP 01SEP10	豪ドル	49,403,453	49,591,495	2.72
50,000,000 UBS AG LONDON CP 29JUL10	豪ドル	49,430,234	49,818,425	2.73
50,000,000 WESTPAC BANKING CORP CP 09SEP10	豪ドル	49,401,583	49,538,180	2.71
コマーシャル・ペーパー合計		629,275,916	633,846,452	34.79
B. 譲渡性預金証書		豪ドル	豪ドル	%
50,000,000 BANK OF TOKYO MITSUBISHI CD 27AUG10	豪ドル	49,406,572	49,625,880	2.72
50,000,000 SUMITOMO MITSUI BANK CD 23AUG10	豪ドル	49,388,732	49,648,845	2.73
譲渡性預金証書合計		98,795,304	99,274,725	5.45
その他の債務証券合計		728,071,220	733,121,177	40.24
投資有価証券合計		1,557,193,755	1,559,720,433	85.61

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
 契約型投資信託
 投資有価証券の分類
 2010年6月30日現在
 オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%)*
オーストラリア	銀行およびその他の金融機関	17.43
	持ち株会社および金融会社	3.59
		21.02
アメリカ合衆国	国際機関	6.01
	銀行およびその他の金融機関	2.31
	持ち株会社および金融会社	2.28
	政府機関	2.03
		12.63
オランダ	モーゲージおよび資金調達機関	11.23
		11.23
ドイツ	モーゲージおよび資金調達機関	8.89
		8.89
フランス	政府機関	7.97
		7.97
英国	持ち株会社および金融会社	4.78
	銀行およびその他の金融機関	2.73
		7.51
デンマーク	銀行およびその他の金融機関	5.44
		5.44
スペイン	政府機関	4.34
		4.34
スイス	国際機関	4.04
		4.04
アラブ首長国連邦	持ち株会社および金融会社	1.37
		1.37

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
 契約型投資信託
 投資有価証券の分類
 2010年6月30日現在
 オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類(続き)

地域	業種	比率(%)*
スウェーデン		
	政府機関	0.76
		0.76
ルクセンブルグ		
	国際機関	0.26
		0.26
ノルウェー		
	政府機関	0.15
		0.15
投資有価証券合計		85.61

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
 契約型投資信託
 投資有価証券明細表
 2010年6月30日現在
 (単位:カナダ・ドル)
 カナダ・ドル・ポートフォリオ

額面 銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券				
A. 債券		カナダ・ドル	カナダ・ドル	%
6,500,000 CANADA T-BILL 0.00 19AUG10 SER182	カナダ・ドル	6,495,060	6,497,059	24.93
4,000,000 CANADA T-BILL 0.00 22JUL10 SER182	カナダ・ドル	3,995,440	3,999,399	15.35
6,500,000 CANADA T-BILL 0.00 30SEP10 SER364	カナダ・ドル	6,488,560	6,491,647	24.91
債券合計		16,979,060	16,988,105	65.19
B. 中期債券		カナダ・ドル	カナダ・ドル	%
1,910,000 BK NEDERLANDSE GEM 4.125 16JUL10	カナダ・ドル	1,927,066	1,912,950	7.34
2,350,000 RABOBANK NED 4 23SEP10	カナダ・ドル	2,382,665	2,367,354	9.08
中期債券合計		4,309,731	4,280,304	16.42
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計		21,288,791	21,268,409	81.61
投資有価証券合計		21,288,791	21,268,409	81.61

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
 契約型投資信託
 投資有価証券の分類
 2010年6月30日現在
 カナダ・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%)*
カナダ		
	中央政府 - 債務証券	65.19
		65.19
オランダ		
	銀行およびその他の金融機関	9.08
	モーゲージおよび資金調達機関	7.34
		16.42
投資有価証券合計		81.61

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
 契約型投資信託
 投資有価証券明細表
 2010年6月30日現在
 (単位: ニュージーランド・ドル)
 ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

額面 銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券				
A. 債券		ニュージーランド・ドル	ニュージーランド・ドル	%
10,000,000 BANK NEDERLANDSE GEM 7.75 27SEP10	ニュージーランド・ドル	10,131,000	10,105,991	0.89
25,000,000 NORDIC INVSTMT BK 7.75 13SEP10 MTN	ニュージーランド・ドル	25,297,500	25,232,423	2.21
2,169,000 SWEDEN KINGDOM OF 6.125 20SEP10	ニュージーランド・ドル	2,197,414	2,183,840	0.19
債券合計		37,625,914	37,522,254	3.29
B. 中期債券		ニュージーランド・ドル	ニュージーランド・ドル	%
15,000,000 BANK OF AMERICA CORP FRN 08MAR12	ニュージーランド・ドル	15,000,000	15,000,000	1.32
30,000,000 BANK OF IRELAND FRN 01JUL11	ニュージーランド・ドル	29,997,800	29,999,549	2.63
30,000,000 BANK OF NEW ZEALAND FRN 16JAN11	ニュージーランド・ドル	29,996,750	29,999,614	2.63
10,000,000 CAN IMPERIAL BK COMMERC FRN 20APR11	ニュージーランド・ドル	9,997,000	9,999,514	0.88
20,000,000 COMMONWEALTH BK AUST FRN 04DEC11	ニュージーランド・ドル	20,000,000	20,000,000	1.75
13,939,000 EIB 6.25 30SEP10	ニュージーランド・ドル	14,127,559	14,050,052	1.23
96,078,000 EIB 7.75 26OCT10	ニュージーランド・ドル	98,540,010	97,408,594	8.55
26,885,000 EUROFIMA 6.5 21OCT10	ニュージーランド・ドル	27,383,180	27,136,951	2.38
2,500,000 IBRD 6.9 21SEP10	ニュージーランド・ドル	2,549,000	2,516,075	0.22
6,006,000 IBRD 7.02 25FEB11 GDIF	ニュージーランド・ドル	6,167,526	6,117,124	0.54
3,617,000 IBRD 5.04 15NOV10 GDIF	ニュージーランド・ドル	3,657,149	3,642,770	0.32
10,000,000 KOMMUNALBANKEN AS 8 19OCT10	ニュージーランド・ドル	10,207,100	10,141,902	0.89
23,741,000 KREDITANST FUR WIED 8 14JAN11	ニュージーランド・ドル	24,532,581	24,303,424	2.13
2,900,000 RABOBANK NEDERLD AUST 6.375 09AUG10	ニュージーランド・ドル	2,926,680	2,910,462	0.26
中期債券合計		295,082,335	293,226,031	25.73
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計		332,708,249	330,748,285	29.02

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
 契約型投資信託
 投資有価証券明細表
 2010年6月30日現在
 (単位：ニュージーランド・ドル)
 ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

額面 銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
II. その他の債務証券				
A. コマーシャル・ペーパー				
		ニュージーランド・ドル	ニュージーランド・ドル	%
30,000,000 ANZ BANK CP 03AUG10	ニュージーランド・ドル	29,776,839	29,920,131	2.63
40,000,000 CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 29OCT10	ニュージーランド・ドル	39,384,745	39,590,956	3.47
50,000,000 CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 15APR11	ニュージーランド・ドル	48,229,960	48,579,050	4.26
50,000,000 CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 20OCT10	ニュージーランド・ドル	49,225,539	49,526,015	4.35
50,000,000 DANSKE BANK CP 27SEP10	ニュージーランド・ドル	49,572,574	49,607,825	4.35
50,000,000 KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 12JUL10	ニュージーランド・ドル	49,537,594	49,955,250	4.38
50,000,000 LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 21OCT10	ニュージーランド・ドル	49,248,953	49,536,240	4.35
50,000,000 LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 27AUG10	ニュージーランド・ドル	49,612,663	49,755,810	4.37
50,000,000 NEDERLANDSE WATERSHAPS CP 13SEP10	ニュージーランド・ドル	49,232,149	49,688,710	4.36
15,000,000 NEDERLANDSE WATERSHAPS CP 26AUG10	ニュージーランド・ドル	14,886,630	14,929,760	1.31
35,000,000 NEDERLANDSE WATERSHAPS CP 28JAN11	ニュージーランド・ドル	34,139,921	34,334,538	3.01
35,000,000 NYKREDIT BANK CP 31AUG10	ニュージーランド・ドル	34,706,011	34,808,134	3.05
30,000,000 RABOBANK NEDERLAND AUST CP 13AUG10	ニュージーランド・ドル	29,780,058	29,894,811	2.62
30,000,000 SOCIETE GEN AUSTRALIA CP 31AUG10	ニュージーランド・ドル	29,765,924	29,847,234	2.62
35,000,000 WESTPAC BANKING CORP CP 10AUG10	ニュージーランド・ドル	34,738,995	34,883,680	3.06
コマーシャル・ペーパー合計		591,838,555	594,858,144	52.19
その他の債務証券合計		591,838,555	594,858,144	52.19
投資有価証券合計		924,546,804	925,606,429	81.21

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
 契約型投資信託
 投資有価証券の分類
 2010年6月30日現在
 ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%)*
ドイツ	モーゲージおよび資金調達機関	15.23
		15.23
オーストラリア	銀行およびその他の金融機関	10.31
	持ち株会社および金融会社	2.62
		12.94
フランス	政府機関	12.08
		12.08
ルクセンブルグ	国際機関	9.78
		9.78
オランダ	モーゲージおよび資金調達機関	9.57
		9.57
デンマーク	銀行およびその他の金融機関	7.41
		7.41
アイルランド	銀行およびその他の金融機関	2.63
		2.63
ニュージーランド	銀行およびその他の金融機関	2.63
		2.63
アメリカ合衆国	銀行およびその他の金融機関	1.32
	国際機関	1.08
		2.39
スイス	国際機関	2.38
		2.38

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
 契約型投資信託
 投資有価証券の分類
 2010年6月30日現在
 ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類(続き)

地域	業種	比率(%)*
フィンランド		
	国際機関	2.21
		2.21
ノルウェー		
	政府機関	0.89
		0.89
カナダ		
	銀行およびその他の金融機関	0.88
		0.88
スウェーデン		
	中央政府 - 債務証券	0.19
		0.19
投資有価証券合計		81.21

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

[前へ](#) [次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

2010年7月末日現在、管理会社の資本は446,220ユーロ(約5,051万円)で、全額払込済である。なお、1株24.79ユーロ(約2,806円)で記名株式18,000株を発行済である。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、適式に設立され有効に存続し、2002年12月20日投資信託に関する法律(以下「ルクセンブルグ投信法」という。)第14章に従い、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、1915年8月10日商事会社に関する法律(改正済)(以下「1915年法」という。)に基づき平成4年2月27日に設立された。1915年法は、中でも、会社の設立、運営および株式の募集を含む、商事会社に関する基本事項を定めている。ルクセンブルグ投信法第14章の下で、管理会社は、投資信託の管理会社としての資格を有している。

管理会社はニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイの完全所有子会社である。

管理会社の定款第3条に規定されるとおり、管理会社の目的は、(ルクセンブルグ投信法第91条の意味の範囲内の)投資信託の管理を行うことである。管理会社は、投資信託の管理、運営および販売促進に関連する活動を行うことができる。管理会社は、ルクセンブルグ投信法第14章の制限の範囲内で、その目的を達成するために有用であると思われる活動を行うことができる。

管理会社は、投資信託および受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運用業務を行い、投資信託資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資に関して投資顧問として行為する投資顧問会社を任命している(以下「投資顧問会社」という。)。投資顧問会社は、ファンドの日々の投資業務を管理している。管理会社と投資顧問会社との間の契約は、1998年7月6日に締結され、どちらか一方の当事者からの3か月以上前の通知により終了することができる。

管理会社は、2010年7月末日現在、以下のとおり分類される19本のファンドを運用している。

分類		内訳
A分類	通貨建別運用金額	米ドル建： 2,127,288,799 ユーロ建： 315,889,187 日本円建： 448,814,364,860 豪ドル建： 1,812,979,629 カナダ・ドル建： 27,537,111 ニュージーランド・ドル建： 1,116,272,035
B分類	ファンドの種類 (基本的性格)	ルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型： 3本 ケイマン籍・契約型・オープン・エンド型： 16本

(3) その他

本書提出前6か月以前において、訴訟事件その他ファンドおよび管理会社に重要な影響を与えた事実および与えることが予想される事実はない。

[前へ](#) [次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・オーディット・サールから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成22年7月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 113.20円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。
- d . 管理会社の本国における独立監査人は、平成21年3月31日付で、プライスウォーターハウスクーパース・エス・イー・アール・エルからケーピーエムジー・オーディット・サールに変更されている。管理会社の会計年度は、平成22年以降、4月1日に始まり翌年の3月末日に終了する1年に変更された。なお、経過措置として、平成21年1月1日に開始した会計年度は、平成22年3月31日に終了した。

[前へ](#) [次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2010年3月31日現在

(単位：ユーロ)

	注	2010年3月31日		2008年12月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
流動資産					
- 債権					
売上および役務提供により 生じた売掛金/債権 1年以内に支払期限の 到来するもの	3	535,040	60,567	1,138,620	128,892
- 現金および預金		2,314,567	262,009	2,213,831	250,606
資産合計		2,849,607	322,576	3,352,451	379,497
負債					
資本金および準備金					
- 払込資本金	4	446,220	50,512	446,220	50,512
- 準備金					
法定準備金	5	44,622	5,051	44,622	5,051
特別納税引当金	6, 7	194,450	22,012	194,450	22,012
任意積立金	7	735,145	83,218	726,313	82,219
		974,217	110,281	965,385	109,282
- 当期純利益		487,565	55,192	458,833	51,940
		1,908,002	215,986	1,870,437	211,733
負債引当金および費用引当金					
- 納税引当金	9	533,840	60,431	490,949	55,575
債務					
- 購入債務および役務引当金					
1年以内に支払期限の 到来するもの		3,000	340	7,822	885
- その他の債務					
1年以内に支払期限の 到来するもの	10	404,765	45,819	983,243	111,303
		407,765	46,159	991,065	112,189
負債合計		2,849,607	322,576	3,352,451	379,497

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2) 損益の状況

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

損益計算書

2009年1月1日から2010年3月31日までの期間

(単位：ユーロ)

	注	2009年1月1日から 2010年3月31日までの 期間		2008年3月1日から 2008年12月31日までの 期間	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用					
その他の未払利息および類似費用		23,487	2,659		
その他の営業費用	8 . 2	2,741,906	310,384	4,219,185	477,612
法人所得税	9	193,136	21,863	193,188	21,869
		<u>2,958,529</u>	<u>334,905</u>	<u>4,412,373</u>	<u>499,481</u>
当期純利益		<u>487,565</u>	<u>55,192</u>	<u>458,833</u>	<u>51,940</u>
費用合計		<u>3,446,094</u>	<u>390,098</u>	<u>4,871,206</u>	<u>551,421</u>
収益					
純売上高	8 . 1	3,431,141	388,405	4,759,574	538,784
その他の未収利息および類似収益		14,953	1,693	111,632	12,637
		<u>3,446,094</u>	<u>390,098</u>	<u>4,871,206</u>	<u>551,421</u>
収益合計		<u>3,446,094</u>	<u>390,098</u>	<u>4,871,206</u>	<u>551,421</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[前へ](#) [次へ](#)

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

年次財務書類に対する注記

2009年1月1日から2010年3月31日までの期間

注1．事業活動

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、当社が、最低でも一本のルクセンブルグの投資信託を管理することを条件に、投資信託の管理（2002年12月20日法の第91条の意味における）を行うことである。当社は、これら投資信託の管理、運営、マーケティングに関連するいかなる活動も引き受けることができる。当社は、その他の目的を遂行するために有益であると思われるいかなる活動も実施することができるが、投資信託に関するルクセンブルグの2002年12月20日法第14章の制限の範囲内とされる。

当社は2010年3月31日現在、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、コーディアル・アロー・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）、日興トラスト、日興グローバル・ファンズ、日興グローバル・ファンズ（定期分配）、日興リアル・アセット・ファンド、日興 拡大欧州株式ファンド、日興アクティビスト・ファンド 2005 - 05、日興アクティビスト・ファンド 2005 - 08、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム、日興・プレミア・ファンド、日興グローバル・アロケーション・ファンド、ニッコウ・プロブラタリー・インベストメント・ファンド、日興アロー・ファンド、日興オフショア・ファンズ、日興カントリー・ファンズ、プレミアム・ファンズおよび日興ワールド・トラストの19の投資信託を管理・運用している（2008年12月31日現在：19）。

2009年11月26日に開催された臨時株主総会で、会計年度末を12月31日から3月31日に変更することが決定された。その結果、本年次財務書類における会計期間は、2009年1月1日から2010年3月31日である。損益勘定の比較数値については、2008年12月31日終了会計期間は10か月間の事業活動を対象としているのに対し、2010年3月31日終了会計期間の損益勘定は15か月であるため、注意が必要である。

注2．重要な会計方針

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の長期資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、それぞれの流動性の基準に従って、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。よって未実現為替差益および差損は、損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、それらは、上述の方法に従って総額で評価され、未実現純損失は損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合は、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3．債権

2010年3月31日および2008年12月31日現在の債権は、未収管理報酬である。

注4．払込資本金

払込資本金は、額面金額24.79ユーロの発行済および全額払込済の株式18,000株で表章され、446,220ユーロに固定されていた。

注5．法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。10%の上限は達成された。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

注6．特別納税引当金

2002年1月1日以降、当社は、施行された新税法に準拠して、純資産税（NWT）負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の5倍に相当する金額を配当不能引当金（「特別納税引当金」科目）のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、純資産税が控除された年に続く5年間は配当に利用することはできない。

注7．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	任意 積立金	特別納税 引当金	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2008年12月31日現在残高	446,220	44,622	726,313	194,450	458,833
損益の繰入額	-	-	458,833	-	(458,833)
支払配当金	-	-	(450,000)	-	-
振替額	-	-	-	-	-
当期利益	-	-	-	-	487,565
2010年3月31日現在残高	446,220	44,622	735,145	194,450	487,565

2009年3月31日に開催された年次株主総会は、2008年12月31日に終了した年度の利益処分を承認し、2009年4月9日の配当落ち日における1株当たり25ユーロの金額による配当の支払を決議した。

注8．純売上高およびその他の営業費用

8.1 純売上高

	2009年1月1日から 2010年3月31日までの期間 ユーロ	2008年3月1日から 2008年12月31日までの期間 ユーロ
受領管理報酬	3,431,141	4,666,786
受領実績報酬	-	92,788
	<u>3,431,141</u>	<u>4,759,574</u>

8.2 その他の営業費用

	2009年1月1日から 2010年3月31日までの期間 ユーロ	2008年3月1日から 2008年12月31日までの期間 ユーロ
払戻し投資顧問および販売会社報酬	2,692,233	4,101,497
払戻し実績報酬	-	90,661
その他の費用	49,673	27,027
	<u>2,741,906</u>	<u>4,219,185</u>

2010年3月31日現在の適用ある報酬料率は、以下の通りである。

当社は、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト(ルクセンブルグ)、日興リアル・アセット・ファンド、日興トラストおよび日興カントリー・ファンズ - 日興ロシア・プロスパリティ・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、日々計算され、四半期毎に支払われる。

当社は、コーディアル・アロー・ファンドから、当該期間中のかかるファンドの日々の平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、3月と9月に支払われる。

当社は、日興グローバル・アロケーション・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎日計算され、四半期毎に支払われる。

当社は、日興アロー・ファンドおよび日興 拡大欧州株式ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月計算され、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラムIIから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.12%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月計算され、四半期毎に支払われる。

当社は、日興アクティビスト・ファンド 2005 - 05および日興アクティビスト・ファンド 2005 - 08から、当該期間中のかかるファンドの日々の平均純資産価額に対して0.005%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - アジア・インカム・プラス・エクイティ・ストラテジー、日興オフショア・ファンズ - アジア・パシフィック・インカム・プラス・リアル・エステート、日興オフショア・ファンズ - 日興グローバル・ハイイールド・カレンシー・ファンド(毎月分配型)、日興オフショア・ファンズ - 日興アクサ・ローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクイティ・ファンドおよび日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンド(SM)から、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドおよび日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.035%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、各四半期末において実現化され、支払われる実績報酬を受領する。2008年12月31日に終了した期間の実績報酬は、12,639,794円(92,788ユーロ)であった。かかる実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社に対して全額払戻される。2010年3月31日に終了した期間において、ファンドから当社に対して実績報酬は支払われていない。

当社は、日興・プレミア・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に支払われる。しかし、2009年3月31日に終了した期間および別途通知があるまで、日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド(円)および日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド(米ドル)からの管理報酬のすべての支払が停止されており、また、2009年12月31日に終了した期間および別途通知があるまで、日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド2(円)および日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド2(米ドル)からの管理報酬のすべての支払が停止されている。

当社は、日興グローバル・ファンズから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.51%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。当社は、同ファンドの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.50%の年次報酬を払戻す。

当社は、日興グローバル・ファンズ(定期分配)から、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.36%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。当社は、同ファンドの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.35%の年次報酬を払戻す。

当社は、プレミアム・ファンズ - プロフェッショナル通貨取引ファンド、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)、プレミアム・ファンズ - キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド、日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンドおよび日興ワールド・トラスト - ニューワールド・エクイティ・ファンド(円建て) / (円ヘッジあり) から、これらのファンドの純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

2009年2月6日まで、当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

2009年2月6日以降、当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下の通り計算される年次管理報酬を受領する権利を有する。すなわち、日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム(その他の費用控除後)の1%である。日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年間1%以上の場合、当社に対する報酬は、当該四半期中のかかるファンドの資産の日々の平均純資産価額の0.01%を上限とする。「グロス・イールド(その他の費用控除後)」とは、ファンドの総利回り(グロス・イールド)より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム(その他の費用控除後)」とは、(a)ファンドの総利益(有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。)より、(b)ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

注9．税金

当社は複数の投資信託の管理を行っており、そのため税務当局により、ルクセンブルグ所得税、都市事業税および純資産税の課税対象の会社と考えられている。

税金負債は、貸借対照表上で「負債引当金および費用引当金」として計上されている。ルクセンブルグ税務当局は、所得税および都市事業税については2005年まで（同年を含む。）、ならびに純資産税については2006年まで（同年を含む。）査定を行っている。

注10．その他の債務

2010年3月31日および2008年12月31日現在のその他の債務の内訳は、以下の通りである。

	2010年3月31日	2008年12月31日
	ユーロ	ユーロ
未払投資顧問報酬	245,739	599,179
未払販売報酬	159,026	384,064
	<hr/>	<hr/>
	404,765	983,243
	<hr/>	<hr/>

[前へ](#) [次へ](#)

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.**Balance sheet as at March 31, 2010**

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2010 EUR	December 31, 2008 EUR
ASSETS			
Current assets			
- Debtors			
. Trade debtors/claim resulting from sales and the provision of services			
- becoming due and payable within one year	3	535 040	1 138 620
- Cash at bank		<u>2 314 567</u>	<u>2 213 831</u>
Total assets		<u>2 849 607</u>	<u>3 352 451</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.**Balance sheet as at March 31, 2010 (cont.)**

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2010 EUR	December 31, 2008 EUR
LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	4	446 220	446 220
- Reserves			
. legal reserve	5	44 622	44 622
. special tax reserve	6, 7	194 450	194 450
. free reserve	7	<u>735 145</u>	<u>726 313</u>
		974 217	965 385
- Profit for the financial period		<u>487 565</u>	<u>458 833</u>
		1 908 002	1 870 437
Provisions for liabilities and charges			
- Provision for taxation	9	533 840	490 949
Creditors			
- Debts on purchases and provisions of services			
. becoming due and payable within one year		3 000	7 822
- Other creditors			
. becoming due and payable within one year	10	<u>404 765</u>	<u>983 243</u>
		<u>407 765</u>	<u>991 065</u>
Total liabilities		<u>2 849 607</u>	<u>3 352 451</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.**Profit and loss account for the period from January 1, 2009 to March 31, 2010**
(expressed in euro)

	Note(s)	From January 1, 2009 to March 31, 2010 EUR	From March 1, 2008 to December 31, 2008 EUR
CHARGES			
Other interest payable and similar expense		23 487	-
Other operating charges	8.2	2 741 906	4 219 185
Income tax	9	<u>193 136</u>	<u>193 188</u>
		2 958 529	4 412 373
Profit for the financial period		<u>487 565</u>	<u>458 833</u>
Total charges		<u>3 446 094</u>	<u>4 871 206</u>
INCOME			
Net turnover	8.1	3 431 141	4 759 574
Other interest receivable and similar income		<u>14 953</u>	<u>111 632</u>
		3 446 094	4 871 206
Total income		<u>3 446 094</u>	<u>4 871 206</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the period from January 1, 2009 to March 31, 2010

Note 1 - Activity

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as “Société Anonyme” on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 91 of the law of December 20, 2002) of undertakings for collective investment provided that the Company must manage at least one Luxembourg undertaking for collective investment. The Company may undertake any activities relating to the management, administration and marketing of those undertakings for collective investment. The Company may carry out any activities deemed useful for the accomplishment of its object remaining, however, within the limitations of chapter 14 of Luxembourg law of December 20, 2002 on undertakings for collective investment.

The Company manages at March 31, 2010, 19 investment funds (19 investment funds at December 31, 2008): Nikko Money Market Fund, Cordial Arrow Fund, Nikko Skill Investment Trust (Lux), Nikko Trust, Nikko Global Funds, Nikko Global Funds (Periodic Distribution), Nikko Real Asset Fund, Nikko European Convergence Equity Fund, Nikko Activist Fund 2005-05, Nikko Activist Fund 2005-08, Quantitative Multi-Strategy Program II, Nikko Premier Fund, Nikko Global Allocation Fund, Nikko Proprietary Investment Fund, Nikko Arrow Fund, Nikko Offshore Funds, Nikko Country Funds, Premium Funds and Nikko World Trust.

The Extraordinary Shareholders Meeting held on November 26, 2009 decided to change the accounting year-end from 31 December to 31 March. As a consequence, the financial period presented in these annual accounts is from January 1, 2009 to March 31, 2010. Attention is drawn on comparative figures of the profit and loss accounts since the financial period ended December 31, 2008 covered 10 months of activities while profit and loss account for the financial period ended March 31, 2010 covered 15 months of activities.

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than Euro (“EUR”) are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Long-term assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the period from January 1, 2009 to March 31, 2010

2.1 Foreign currency translation (cont.)

Short-term debtors and creditors are, according to their liquid criteria, translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date. The unrealised exchange gains and losses are thus recorded in the profit and loss account.

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

The realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, these are valued in total according to the method described above and the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Note 3 - Debtors

Debtors as at March 31, 2010 and December 31, 2008 represent management fees receivable.

Note 4 - Subscribed capital

The subscribed capital was fixed at EUR 446 220, represented by 18 000 issued and fully paid shares at a par value of EUR 24.79.

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the period from January 1, 2009 to March 31, 2010

Note 5 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital. The limit of 10% was reached.

The legal reserve is not available for distribution.

Note 6 - Special tax reserve

As from January 1, 2002, the Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the new tax law in force. In order to comply with the law, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item “special tax reserve”) an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Wealth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years from year following the one during which the Net Wealth Tax was reduced.

Note 7 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	Free reserve	Special tax reserve	Result for the year
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at December 31, 2008	446 220	44 622	726 313	194 450	458 833
Allocation of the result	-	-	458 833	-	(458 833)
Dividend distributed	-	-	(450 000)	-	-
Transfer	-	-	-	-	-
Result for the financial period	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>487 565</u>
Balance at March 31, 2010	<u>446 220</u>	<u>44 622</u>	<u>735 145</u>	<u>194 450</u>	<u>487 565</u>

The Annual General Meeting of Shareholders held on March 31, 2009 approved the allocation of the result for the year ended December 31, 2008 and resolved to pay a dividend amounting to EUR 25 per share with ex-date April 9, 2009.

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the period from January 1, 2009 to March 31, 2010****Note 8 - Net turnover and other operating charges****8.1 Net turnover**

	From January 1, 2009 to March 31, 2010 EUR	From March 1, 2008 to December 31, 2008 EUR
Management fees received	3 431 141	4 666 786
Performance fees received	<u>-</u>	<u>92 788</u>
	<u>3 431 141</u>	<u>4 759 574</u>

8.2 Other operating charges

	From January 1, 2009 to March 31, 2010 EUR	From March 1, 2008 to December 31, 2008 EUR
Advisory and Distributor fees paid back	2 692 233	4 101 497
Performance fees paid back	-	90 661
Other expenses	<u>49 673</u>	<u>27 027</u>
	<u>2 741 906</u>	<u>4 219 185</u>

The related applicable fees rates as at March 31, 2010 are as follows:

The Company receives from Nikko Skill Investments Trust (Lux), Nikko Real Asset Fund, Nikko Trust and Nikko Country Funds - Nikko Russia Prosperity Fund an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is calculated daily and paid quarterly.

The Company receives from Cordial Arrow Fund an annual management fee at the rate of 0.01% of the average daily net assets of the fund during the relevant period. The fee is paid in March and September.

The Company receives from Nikko Global Allocation Fund an annual management fee at the rate of 0.02% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is calculated daily and paid quarterly.

The Company receives from Nikko Arrow Fund and Nikko European Convergence Equity Fund an annual management fee of 0.02% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Proprietary Investment Fund an annual management fee at the rate of 0.05% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is calculated monthly and paid quarterly.

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the period from January 1, 2009 to March 31, 2010

Note 8 - Net turnover and other operating charges (cont.)

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.12% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is calculated monthly and paid quarterly.

The Company receives from Nikko Activist Fund 2005-05 and Nikko Activist Fund 2005-08 an annual management fee at the rate of 0.005% of the average daily net assets of the fund during the relevant period. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Offshore Funds - Asia Income Plus Equity Strategy, Nikko Offshore Funds - Asia Pacific Income Plus Real Estate, Nikko Offshore Funds - Nikko Global High Yield Currency Fund (Monthly Distribution), Nikko Offshore Funds - Nikko AXA Rosenberg Japan Long Short Equity Fund and Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Offshore Funds - Nikko Frontier Finance Fund and Nikko Offshore Funds - CS GTAA Fund an annual management fee of 0.035% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Offshore Funds - CS GTAA Fund a performance fee realised and paid at the end of each quarter. The performance fee for the period ended December 31, 2008 amounts to JPY 12 639 794 (EUR 92 788). Such performance fee is wholly paid back to the investment advisor of this fund. No performance fee was paid to the Company by the fund for the period ended March 31, 2010.

The Company receives from Nikko Premier Fund an annual management fee of 0.01% of the average net assets of this fund during the relevant quarter. The fee is calculated as at each valuation day and paid quarterly. But all payments of management fees from Nikko Premier Fund - Nikko ABL Fund (Yen) and Nikko Premier Fund - Nikko ABL Fund (US\$) for the period ended March 31, 2009 and until further notice have been suspended and all payments of management fee from Nikko Premier Fund - Nikko ABL Fund 2 (Yen) and Nikko Premier Fund - Nikko ABL Fund 2 (US\$) for the period ended December 31, 2009 and until further notice have been suspended.

The Company receives from Nikko Global Funds an annual management fee of 0.51% of the average net assets of this fund during the relevant quarter. The fee is paid quarterly. The Company pays back to the investment manager and the distributor of this fund an annual fee rate of 0.50% in total.

The Company receives from Nikko Global Funds (Periodic Distribution) an annual management fee of 0.36% of the average net assets of this fund during the relevant quarter. The fee is paid quarterly. The Company pays back to the investment manager and the distributor of this fund an annual fee rate of 0.35% in total.

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the period from January 1, 2009 to March 31, 2010

Note 8 - Net turnover and other operating charges (cont.)

The Company receives from Premium Funds - The Professional Currency Trade Fund, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy USD, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy JPY (Hedged), Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund, Nikko World Trust - Nikko Green New Deal Fund and Nikko World Trust - New World Equity Fund (JPY)/(JPY Hedged) an annual management fee of 0.01% of the net asset value of these funds. The fee is paid monthly.

Up to February 6, 2009, the Company received from Nikko Money Market Fund, an annual management fee of 0.01% of the average daily net assets of the fund during the relevant quarter. The fee was payable quarterly.

Since February 6, 2009, the Company is entitled to receive annual management fee from Nikko Money Market Fund calculated as follows: if daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of such GILOE. If daily GYLOE is 1% per annum or above, the fee payable to the Company is up to an annual rate of 0.01% of the average daily net asset value of the assets of the fund during the relevant quarter. "GYLOE" (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds' related parties and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

Note 9 - Taxation

The Company manages more than one investment fund and is therefore considered by the tax authorities as a corporation, subject to Luxembourg income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under "Provision for liabilities and charges" in the balance sheet. The Luxembourg tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2005 for income and municipal business tax, and 2006 for net worth tax.

Note 10 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2010 and December 31, 2008 is analysed as follows:

	March 31, 2010	December 31, 2008
	EUR	EUR
Advisory fees payable	245 739	599 179
Distribution fees payable	159 026	384 064
	<u>404 765</u>	<u>983 243</u>

[前へ](#) [次へ](#)

(2) その他の訂正

下線部_____は、訂正箇所を示します。

第一部 証券情報

<訂正前>

(中 略)

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

記名式無額面受益証券。

トラストは、サブ・ファンドとしてUSドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオをもつアンブレラ型ファンドである(以下各サブ・ファンドを「ファンド」といい、各ファンド受益証券を「ファンド受益証券」または「ファンド証券」という。)

USドル・ポートフォリオを「米ドルMMF」、「ニッコウ米ドルMMF」、「日興米ドルMMF」、ユーロ・ポートフォリオを「ユーロMMF」、「ニッコウ・ユーロMMF」、「日興ユーロMMF」、オーストラリア・ドル・ポートフォリオを「豪ドルMMF」、「ニッコウ豪ドルMMF」、「日興豪ドルMMF」、カナダ・ドル・ポートフォリオを「カナダ・ドルMMF」、「加ドルMMF」、「ニッコウ・カナダ・ドルMMF」、「日興カナダ・ドルMMF」、「ニッコウ加ドルMMF」、「日興加ドルMMF」、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオを「ニュージーランド・ドルMMF」、「NZドルMMF」、「ニッコウ・ニュージーランド・ドルMMF」、「日興ニュージーランド・ドルMMF」、「ニッコウNZドルMMF」、「日興NZドルMMF」等と呼称することがある。

USドル・ポートフォリオ・ファンド受益証券につき以下の格付を取得している。

名称 : ムーディーズ(Moody's)

格付 : Aaa/MR 1+

取得日 : 2000年2月3日

ファンド証券は、追加型である。

(中 略)

(6) 申込単位

1,000口以上1口単位。ただし、有価証券、その他販売会社において取り扱う証券、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金等のうち販売会社において米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルで支払われるものによりファンド証券を取得する場合は、1口以上1口単位。また、販売会社が別の契約書で定める場合は、当該契約書に従うものとする。また、場合により、申込日に、販売会社が定める円金額相当額以上について、販売会社が決定する為替相場に基づいて定める口数以上1口単位とする。USドル・ポートフォリオ受益証券の日本における販売を取扱う株式会社あおぞら銀行における申込単位は、申込日に株式会社あおぞら銀行が決定する為替相場に基づく10万円相当額の口数以上1口単位とする。また、USドル・ポートフォリオ受益証券およびオーストラリア・ドル・ポートフォリオ受益証券の日本における販売を取扱う静銀ティーム証券株式会社における申込単位は、100,000口以上1口単位とする。USドル・ポートフォリオ受益証券、ユーロ・ポートフォリオ受益証券、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ受益証券、カナダ・ドル・ポートフォリオ受益証券およびニュージーランド・ドル・ポートフォリオ受益証券の日本における販売を取扱う中央証券株式会社における申込単位は、申込日に中央証券株式会社が決定する為替相場に基づく10万円相当額の口数以上1口単位とする。USドル・ポートフォリオ受益証券、ユーロ・ポートフォリオ受益証券、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ受益証券、カナダ・ドル・ポートフォリオ受益証券およびニュージーランド・ドル・ポートフォリオ受益証券の日本における販売を取扱うソニー銀行株式会社における申込は、各ポートフォリオの当該通貨のみによって行われ、それぞれ100米ドル以上1米セント単位、100ユーロ以上1ユーロ・セント単位、100豪ドル以上1豪セント単位、100カナダ・ドル以上1カナダ・セント単位および100ニュージーランド・ドル以上1ニュージーランド・セント単位とする。

(中略)

(8) 申込取扱場所

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(以下「日興コーディアル証券」という。)

かざか証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町13番2号

(以下「かざか証券」という。)

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

(以下「東海東京証券」という。)

東洋証券株式会社 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号

(以下「東洋証券」という。)

マネックス証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

(以下「マネックス証券」という。)

水戸証券株式会社 東京都中央区日本橋二丁目3番10号

(以下「水戸証券」という。)

静銀ティーエム証券株式会社 静岡県静岡市葵区追手町1番13号

(以下「静銀ティーエム証券」という。)

SMBCフレンド証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町7番12号

(以下「SMBCフレンド証券」という。)

株式会社あおぞら銀行 東京都千代田区九段南一丁目3番1号

(以下「あおぞら銀行」という。)

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(以下「みずほ証券」という。)

岡三証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目17番6号

(以下「岡三証券」という。)

ばんせい山丸証券株式会社 東京都中央区新川一丁目21番2号

(以下「ばんせい山丸証券」という。)

三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目4番1号

(以下「三菱UFJメリルリンチPB証券」という。)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」という。)

安藤証券株式会社 愛知県名古屋市中区錦三丁目23番21号

(以下「安藤証券」という。)

宇都宮証券株式会社 栃木県宇都宮市池上町4番4号

(以下「宇都宮証券」という。)

中央証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番18号

(以下「中央証券」という。)

ソニー銀行株式会社 東京都千代田区神田錦町三丁目26番

(以下「ソニー銀行」という。)

みずほインベスターズ証券株式会社 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号

(以下「みずほインベスターズ証券」という。)

ニュース証券株式会社 東京都渋谷区東三丁目11番10号

(以下「ニュース証券」という。)

キャピタル・パートナーズ証券株式会社 東京都中央区日本橋三丁目12番2号

(以下「キャピタル・パートナーズ証券」という。)

エイチ・エス証券株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

(以下「エイチ・エス証券」という。)

ワイエム証券株式会社 山口県下関市豊前田町三丁目3番1号

(以下「ワイエム証券」という。)

前田証券株式会社 福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号

(以下「前田証券」という。)

常陽証券株式会社 茨城県水戸市南町三丁目4番12号

(以下「常陽証券」という。)

立花証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番14号

(以下「立花証券」という。)

浜銀TT証券株式会社 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号

(以下「浜銀TT証券」という。)

楽天証券株式会社 東京都品川区東品川四丁目12番3号 品川シーサイド楽天タワー

(以下「楽天証券」という。)

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

(以下「SBI証券」という。)

中銀証券株式会社 岡山県岡山市北区本町2番5号

(以下「中銀証券」という。)

西日本シティTT証券株式会社 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目3番6号

(以下「西日本シティTT証券」という。)

百五証券株式会社 三重県津市東丸之内33番1号

(以下「百五証券」という。)

むさし証券株式会社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13

(以下「むさし証券」という。)

新潟証券株式会社 新潟県長岡市城内町三丁目8番地26

(以下「新潟証券」という。)(2010年7月1日申込取扱い開始予定)

(上記各社を「販売会社」ということがある。)

(注) 上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

USドル・ポートフォリオの取扱い

日興コーディアル証券、かざか証券、東海東京証券、東洋証券、マネックス証券、水戸証券、静銀ティーエム証券、SMBCフレンド証券、あおぞら銀行、ばんせい山丸証券、宇都宮証券、中央証券、ソニー銀行、ニュース証券、エイチ・エス証券、ワイエム証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、常陽証券、浜銀TT証券、SBI証券、中銀証券、西日本シティTT証券、百五証券、新潟証券(2010年7月1日申込取扱い開始予定)

ユーロ・ポートフォリオの取扱い

日興コーディアル証券、かざか証券、東海東京証券、東洋証券、マネックス証券、SMBCフレンド証券、水戸証券、宇都宮証券、中央証券、ソニー銀行、みずほインベスターズ証券、ニュース証券、ワイエム証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、常陽証券、安藤証券、立花証券、浜銀TT証券、楽天証券、エイチ・エス証券、SBI証券、中銀証券、西日本シティTT証券、百五証券

オーストラリア・ドル・ポートフォリオの取扱い

日興コーディアル証券、かざか証券、東海東京証券、東洋証券、マネックス証券、SMBCフレンド証券、みずほ証券、岡三証券、三菱UFJメリルリンチPB証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、安藤証券、水戸証券、宇都宮証券、中央証券、ソニー銀行、みずほインベスターズ証券、静銀ティーエム証券、ニュース証券、キャピタル・パートナーズ証券、ワイエム証券、前田証券、常陽証券、立花証券、浜銀TT証券、楽天証券、エイチ・エス証券、SBI証券、中銀証券、西日本シティTT証券、百五証券、むさし証券、新潟証券(2010年7月1日申込取扱い開始予定)

カナダ・ドル・ポートフォリオの取扱い

日興コーディアル証券、東海東京証券、SMBCフレンド証券、安藤証券、みずほ証券、宇都宮証券、中央証券、ソニー銀行、ニュース証券、キャピタル・パートナーズ証券、ワイエム証券、浜銀TT証券、楽天証券、エイチ・エス証券、SBI証券、中銀証券、西日本シティTT証券、百五証券、むさし証券

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの取扱い

日興コーディアル証券、東海東京証券、SMBCフレンド証券、岡三証券、宇都宮証券、中央証券、ソニー銀行、みずほインベスターズ証券、みずほ証券、ニュース証券、キャピタル・パートナーズ証券、ワイエム証券、前田証券、浜銀TT証券、楽天証券、エイチ・エス証券、SBI証券、中銀証券、西日本シティTT証券、百五証券、むさし証券

(中 略)

(10) 払込取扱場所

投資者は、申込金額を販売会社に支払うものとする。

各申込日の発行価額の総額は、買付注文がなされた営業日の翌営業日に販売会社によって保管受託銀行であるニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイのファンド口座にUSドル・ポートフォリオの場合は米ドル、ユーロ・ポートフォリオの場合はユーロ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの場合は豪ドル、カナダ・ドル・ポートフォリオの場合はカナダ・ドル、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの場合はニュージーランド・ドルで払い込まれる。

(中 略)

(12) その他

(中 略)

申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出する。投資者はまた販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。申込金額は、円貨で支払う場合は、米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルと円貨との換算はすべて各申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。申込金額は、販売取扱会社が応じ得る範囲内で米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルで支払うこともできるが、その場合は販売取扱会社の米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドル預金口座への振込等により行うものとする。ソニー銀行での申込みの場合は、円貨での支払いは認められず、申込みにかかる受益証券の通貨での同銀行の外貨預金口座からの振替えによる支払いのみが認められる。

申込金額は、販売会社により各払込期日に保管受託銀行であるニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイのファンド口座に、米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルで払込まれる。

(後 略)

<訂正後>

(中 略)

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

記名式無額面受益証券。

トラストは、サブ・ファンドとしてUSドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオをもつアンブレラ型ファンドである(以下各サブ・ファンドを「ファンド」といい、各ファンド受益証券を「ファンド受益証券」または「ファンド証券」という。)

USドル・ポートフォリオを「米ドルMMF」、「ニッコウ米ドルMMF」、「日興米ドルMMF」、ユーロ・ポートフォリオを「ユーロMMF」、「ニッコウユーロMMF」、「日興ユーロMMF」、オーストラリア・ドル・ポートフォリオを「豪ドルMMF」、「ニッコウ豪ドルMMF」、「日興豪ドルMMF」、カナダ・ドル・ポートフォリオを「カナダ・ドルMMF」、「加ドルMMF」、「ニッコウカナダ・ドルMMF」、「日興カナダ・ドルMMF」、「ニッコウ加ドルMMF」、「日興加ドルMMF」、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオを「ニュージーランド・ドルMMF」、「NZドルMMF」、「ニッコウニュージーランド・ドルMMF」、「日興ニュージーランド・ドルMMF」、「ニッコウNZドルMMF」、「日興NZドルMMF」等と呼称することがある。

ファンド証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または登録信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ファンド証券は、追加型である。

(中 略)

(6) 申込単位

1,000口以上1口単位。ただし、有価証券、その他販売会社において取り扱う証券、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金等のうち販売会社において米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルで支払われるものによりファンド証券を取得する場合は、1口以上1口単位。また、販売会社が別の契約書で定める場合は、当該契約書に従うものとする。また、場合により、申込日に、販売会社が定める円金額相当額以上について、販売会社が決定する為替相場に基づいて定める口数以上1口単位とする。ただし、販売会社はこれと異なる申込単位を定めることができる。具体的な申込単位については、(8)に記載される申込取扱場所に照会のこと。

なお、申込取扱場所となる各金融商品取引業者を「販売会社」という。

(中 略)

(8) 申込取扱場所

ファンドの申込取扱場所については下記に照会のこと。

日興コーディアル証券株式会社(代行協会員)

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

ホームページ・アドレス：http://www.nikko.co.jp/

(中 略)

(10) 払込取扱場所

上記(8)申込取扱場所に同じ。

投資者は、申込金額を販売会社に支払うものとする。

各申込日の発行価額の総額は、買付注文がなされた営業日の翌営業日に販売会社によって保管受託銀行であるニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイのファンド口座にUSドル・ポートフォリオの場合は米ドル、ユーロ・ポートフォリオの場合はユーロ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの場合は豪ドル、カナダ・ドル・ポートフォリオの場合はカナダ・ドル、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの場合はニュージーランド・ドルで払い込まれる。

(中 略)

(12) その他

(中 略)

申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出する。投資者はまた販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。申込金額は、円貨で支払う場合は、米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルと円貨との換算はすべて各申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。申込金額は、販売取扱会社が応じ得る範囲内で米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルで支払うこともできるが、その場合は販売取扱会社の米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドル預金口座への振込等により行うものとする。ただし、販売取扱会社はこれと異なる申込方法によることができる。具体的な申込方法については、(8)に記載される申込取扱場所に照会のこと。

申込金額は、販売会社により各払込期日に保管受託銀行であるニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイのファンド口座に、米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルで払込まれる。

(後 略)

[前へ](#) [次へ](#)

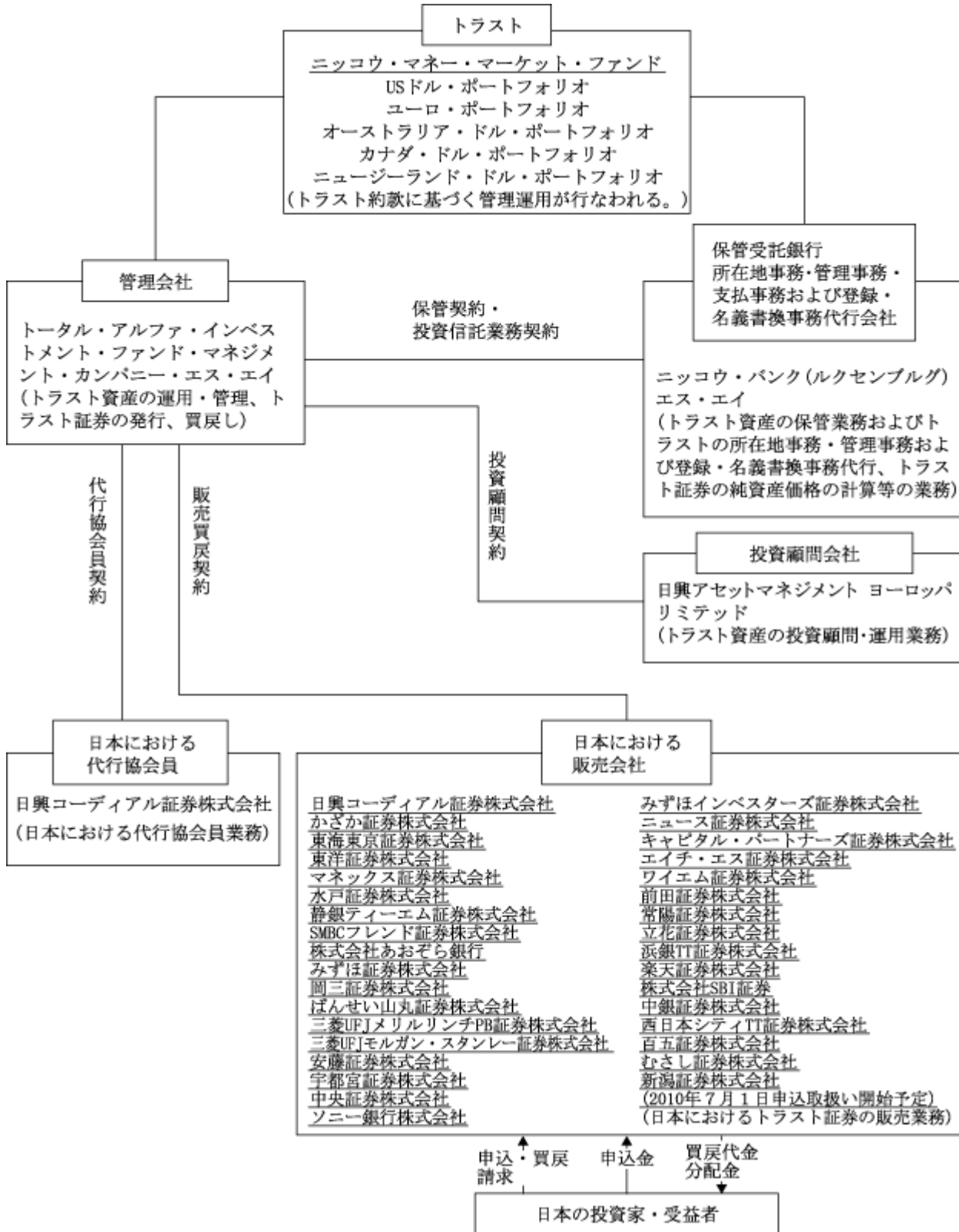
第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(2) ファンドの仕組み

<訂正前>



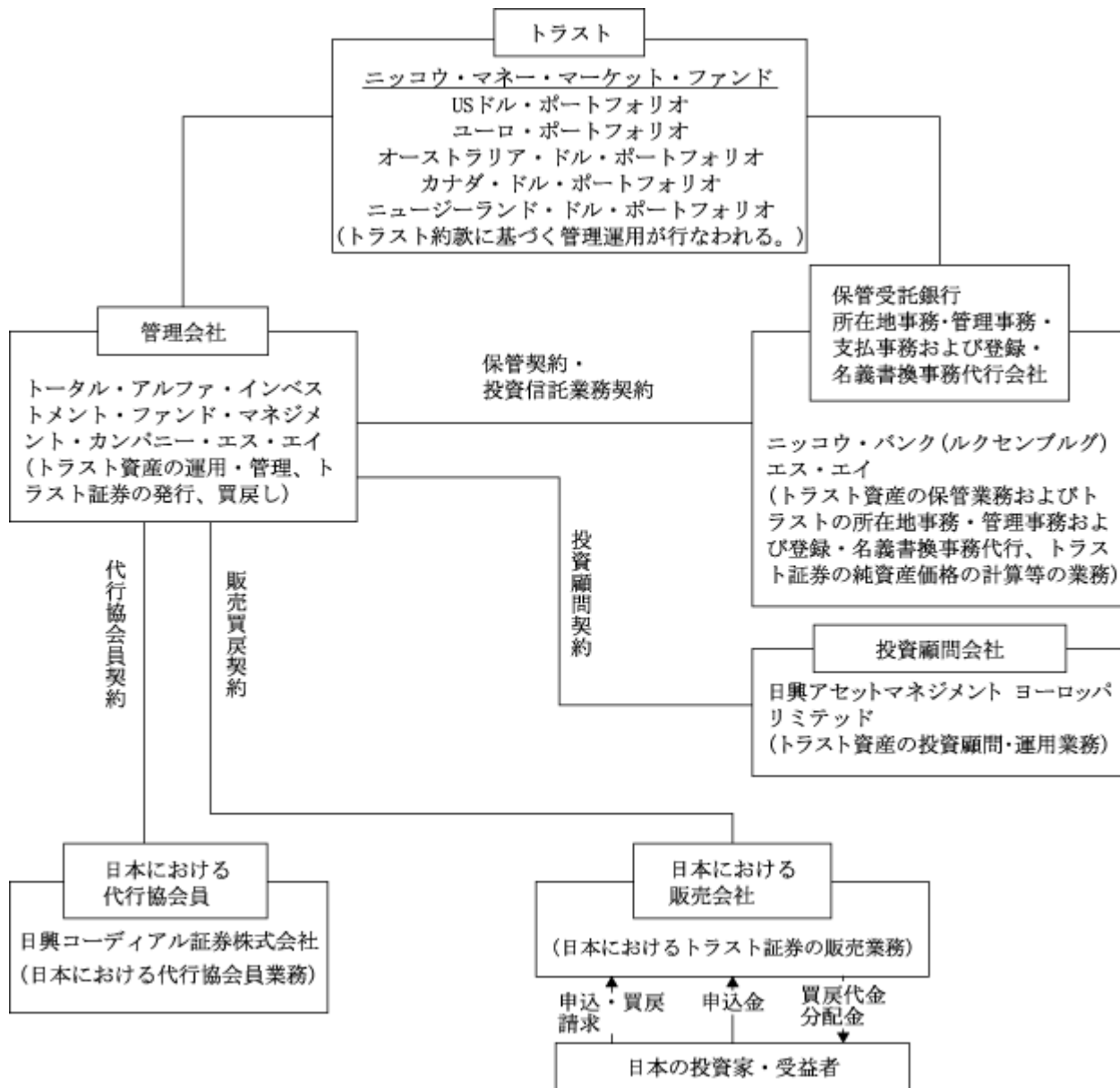
(中略)

(3) 管理会社とトラストの関係法人との契約関係

トラスト運営上の役割	会社名	契約及び委託内容
管理会社	トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.)	トラスト改正約款(2003年8月23日効力発生)および約款の変更(2007年2月15日効力発生)
保管受託銀行、所在地事務・管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社	ニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイ (Nikko Bank(Luxembourg)S.A.)	1998年7月6日付で管理会社と当会社との間で締結された保管契約に基づく、トラスト資産の保管業務。(注1) 1998年7月6日付管理会社と当会社との間で締結された投資信託業務契約(注2)に基づく投資信託業務。
投資顧問会社	日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド (Nikko Asset Management Europe Ltd)	1998年7月6日付管理会社と当会社との間で締結された投資顧問契約(注3)に基づく、トラストに関する投資顧問業務。
日本における代行協会員	日興コーディアル証券株式会社	1998年7月6日付で管理会社と当会社との間で締結された代行協会員契約(注4)に基づく、日本における代行協会員業務。
日本における販売会社	日興コーディアル証券株式会社 かざか証券株式会社 東海東京証券株式会社 東洋証券株式会社 マネックス証券株式会社 水戸証券株式会社 静銀ディーエム証券株式会社 SMBCFフレンド証券株式会社 株式会社あおぞら銀行 みずほ証券株式会社 岡三証券株式会社 ばんせい山丸証券株式会社 三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 安藤証券株式会社 宇都宮証券株式会社 中央証券株式会社 ソニー銀行株式会社 みずほインベスターズ証券株式会社 ニュース証券株式会社 キャピタル・パートナーズ証券株式会社 エイチ・エス証券株式会社 ワイエム証券株式会社 前田証券株式会社 常陽証券株式会社 立花証券株式会社 浜銀IT証券株式会社 楽天証券株式会社 株式会社SBI証券 中銀証券株式会社 西日本シティIT証券株式会社 百五証券株式会社 むさし証券株式会社 新潟証券株式会社 (2010年7月1日申込取扱い開始予定) (上記各社を「販売会社」ということがある。)	管理会社と各販売会社との間で締結された受益証券販売・買戻契約(注5)に基づく、日本におけるトラスト証券の販売・買戻し業務。

(後略)

<訂正後>



(中略)

(3) 管理会社とトラストの関係法人との契約関係

トラスト運営上の役割	会社名	契約及び委託内容
管理会社	トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.)	トラスト改正約款(2003年8月23日効力発生)および約款の変更(2007年2月15日効力発生)
保管受託銀行、所在地事務・管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社	ニッコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイ (Nikko Bank(Luxembourg)S.A.)	1998年7月6日付で管理会社と当会社との間で締結された保管契約に基づく、トラスト資産の保管業務。(注1) 1998年7月6日付管理会社と当会社との間で締結された投資信託業務契約(注2)に基づく投資信託業務。
投資顧問会社	日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド (Nikko Asset Management Europe Ltd)	1998年7月6日付管理会社と当会社との間で締結された投資顧問契約(注3)に基づく、トラストに関する投資顧問業務。
日本における代行協会員	日興コーディアル証券株式会社	1998年7月6日付で管理会社と当会社との間で締結された代行協会員契約(注4)に基づく、日本における代行協会員業務。
日本における販売会社	<u>「第一部 証券情報、(8) 申込取扱場所」参照のこと。</u>	管理会社と各販売会社との間で締結された受益証券販売・買戻契約(注5)に基づく、日本におけるトラスト証券の販売・買戻し業務。

(後略)

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

USドル・ポートフォリオ

(中 略)

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは、格付の高い金融機関(銀行、ブローカー・ディーラー等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買付け、売主が合意された価格、日付、利息でその債券を買戻すことに合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は通常1週間程度の短期間のものである。

ファンドの投資・運用方針に基づき、ファンドは、ムーディーズ社からAaa/MR 1+の格付けを付与されている。Aaa/MR 1+の格付けは、マネー・マーケット・ファンドに対してムーディーズ社が付与する最高の格付けである。

ムーディーズ社のマネー・マーケット・ファンドに対する格付けは、主として短期債券に投資する投資信託受益証券や類似する投資商品の、投資対象としての信用の質に関する意見である。格付けは、投資信託のパフォーマンス、純資産価格の変動性、利回りといった面での見通しは考慮されていない。Aaaの格付けを付与された投資信託は、Aaaと格付けされた債券(すなわちもっとも優れた質を有すると判断された債券)と同様の投資の質を有すると判断されている。ムーディーズ社の投資信託マーケット・リスク格付によるMR 1+は、ファンドが受益証券1口当たり純資産価格を1米セントに常に維持するという評価を示している。ムーディーズ社によるファンドの格付けは、ファンド証券の買付け、売却または保有を推奨するものではない。付与された格付けを維持するためには、ファンドは選別された投資および運用基準を遵守し続けなければならない。ファンドおよびその投資方針に関する情報の変化や欠如の結果、格付けが変更されたり撤回されることがある。

ユーロ・ポートフォリオ

(後 略)

<訂正後>

USドル・ポートフォリオ

(中 略)

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは、格付の高い金融機関(銀行、ブローカー・ディーラー等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買付け、売主が合意された価格、日付、利息でその債券を買戻すことに合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は通常1週間程度の短期間のものである。

ユーロ・ポートフォリオ

(後 略)

6 手続等の概要

<訂正前>

(1) 日本における申込（販売）手続

(中 略)

申込単位

1,000口以上1口単位。ただし、有価証券、その他販売会社において取り扱う証券、権利または商品の金利、償還金、売却代金または解約代金等のうち販売会社において米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルで支払われるものによりファンド証券を取得する場合等は、1口以上1口単位。

買付代金の支払

買付代金の支払は、外国証券取引口座約款および累積投資約款の定めるところに従って、円貨または販売取扱会社が応じ得る範囲内で、米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルによるものとし、円貨で支払う場合は、米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルと円貨との換算はすべて各申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

ソニー銀行での申込みの場合は、円貨での支払いは認められず、申込みにかかる受益証券の通貨での同銀行の外貨預金口座からの振替えによる支払いのみが認められる。

(中 略)

(2) 日本における転換手続

(後 略)

<訂正後>

(1) 日本における申込（販売）手続

(中 略)

申込単位

1,000口以上1口単位。ただし、有価証券、その他販売会社において取り扱う証券、権利または商品の金利、償還金、売却代金または解約代金等のうち販売会社において米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルで支払われるものによりファンド証券を取得する場合等は、1口以上1口単位。ただし、販売会社はこれと異なる申込単位を定めることができる。具体的な申込単位については、「第一部 証券情報 (8) 申込取扱場所」に記載される申込取扱場所に照会のこと。

買付代金の支払

買付代金の支払は、外国証券取引口座約款および累積投資約款の定めるところに従って、円貨または販売取扱会社が応じ得る範囲内で、米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルによるものとし、円貨で支払う場合は、米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルと円貨との換算はすべて各申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

ただし、販売取扱会社はこれと異なる申込方法によることができる。具体的な申込方法については、「第一部 証券情報 (8) 申込取扱場所」に記載される申込取扱場所に照会のこと。

(中 略)

(3) 日本における転換手続

(後 略)

[前△](#) [次△](#)

第三部 ファンドの詳細情報

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

<訂正前>

(中 略)

(b) 日本における申込手続等

日本においては、交付目論見書「第一部 証券情報(7)申込期間」に記載される期間中、トラスト営業日に同書「第一部 証券情報」に従ってファンド証券の募集が行われる。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出し、販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。販売の単位は、1,000口以上1口単位である。ただし、有価証券、その他販売会社において取り扱う証券、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金等のうち販売会社において米ドル建、ユーロ建、豪ドル建、カナダ・ドル建またはニュージーランド・ドル建で支払われるものによりファンド証券を取得する場合は、1口以上1口単位とする。また、販売会社が別の契約書で定める場合は、当該契約書に従うものとする。また、場合により、申込日に、販売会社が定める円金額相当額以上について、販売会社が決定する為替相場に基づいて定める口数以上1口単位とする。USドル・ポートフォリオ受益証券の日本における販売を取扱う株式会社あおぞら銀行における申込単位は、申込日に株式会社あおぞら銀行が決定する為替相場に基づく10万円相当額の口数以上1口単位とする。また、USドル・ポートフォリオ受益証券およびオーストラリア・ドル・ポートフォリオ受益証券の日本における販売を取扱う静銀ティーエム証券株式会社における申込単位は、100,000口以上1口単位とする。USドル・ポートフォリオ受益証券、ユーロ・ポートフォリオ受益証券、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ受益証券、カナダ・ドル・ポートフォリオ受益証券およびニュージーランド・ドル・ポートフォリオ受益証券の日本における販売を取扱う中央証券株式会社における申込単位は、申込日に中央証券株式会社が決定する為替相場に基づく10万円相当額の口数以上1口単位とする。USドル・ポートフォリオ受益証券、ユーロ・ポートフォリオ受益証券、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ受益証券、カナダ・ドル・ポートフォリオ受益証券およびニュージーランド・ドル・ポートフォリオ受益証券の日本における販売を取扱うソニー銀行株式会社における申込は、各ポートフォリオの当該通貨のみによって行われ、それぞれ100米ドル以上1米セント単位、100ユーロ以上1ユーロ・セント単位、100豪ドル以上1豪セント単位、100カナダ・ドル以上1カナダ・セント単位および100ニュージーランド・ドル以上1ニュージーランド・セント単位とする。

(中 略)

買付代金の支払は、円貨で支払う場合は、米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルとの換算は約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社が応じ得る範囲で販売取扱会社の米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドル預金口座への振込み等により米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルで支払うこともできる。ソニー銀行での申込みの場合は、円貨での支払いは認められず、申込みにかかる受益証券の通貨での同銀行の外貨預金口座からの振替えによる支払いのみが認められる。

(後 略)

<訂正後>

(中 略)

(b) 日本における申込手続等

日本においては、交付目論見書「第一部 証券情報(7)申込期間」に記載される期間中、トラスト営業日に同書「第一部 証券情報」に従ってファンド証券の募集が行われる。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出し、販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。販売の単位は、1,000口以上1口単位である。ただし、有価証券、その他販売会社において取り扱う証券、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金等のうち販売会社において米ドル建、ユーロ建、豪ドル建、カナダ・ドル建またはニュージーランド・ドル建で支払われるものによりファンド証券を取得する場合は、1口以上1口単位とする。また、販売会社が別の契約書で定める場合は、当該契約書に従うものとする。また、場合により、申込日に、販売会社が定める円金額相当額以上について、販売会社が決定する為替相場に基づいて定める口数以上1口単位とする。ただし、販売会社はこれと異なる申込単位を定めることができる。具体的な申込単位については、交付目論見書「第一部 証券情報(8)申込取扱場所」に記載される各販売会社に照会のこと。

(中 略)

買付代金の支払は、円貨で支払う場合は、米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルとの換算は約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社が応じ得る範囲で販売取扱会社の米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドル預金口座への振込み等により米ドル、ユーロ、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルで支払うこともできる。ただし、販売取扱会社はこれと異なる申込方法によることができる。具体的な申込方法については交付目論見書「第一部 証券情報(8)申込取扱場所」に記載される申込取扱場所に照会のこと。

(後 略)

第3 管理及び運営

2 開示制度の概要

<訂正前>

(前 略)

(2) 日本における開示

監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本において1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの約款および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、日本国関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、財務省関東財務局の閲覧室または金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム(EDINET)において、これを閲覧することができる。

ファンド証券の販売取扱会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(「交付目論見書」)を投資者に交付しなければならない。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(「請求目論見書」)を投資者に交付しなければならない。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、トラストに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ日本国関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局またはEDINETにおいて閲覧することができる。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

(2) 日本における開示

監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本において1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの約款および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、日本国関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム(EDINET)等において、これを閲覧することができる。

ファンド証券の販売取扱会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(「交付目論見書」)を投資者に交付しなければならない。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書(「請求目論見書」)を投資者に交付しなければならない。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、トラストに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ日本国関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

(後略)

第四部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

<訂正前>

1 名称、資本金の額及び事業の内容

(中略)

36 新潟証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在 6億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

2 関係業務の概要

(中略)

36 新潟証券株式会社

日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。

(後略)

<訂正後>

1 名称、資本金の額及び事業の内容

(中 略)

36 新潟証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在 6億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

37 カブドットコム証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在 7,196,421,320円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行い、日本において金融商品取引業を営んでいる。

38 今村証券株式会社

(1) 資本金の額

2010年3月末日現在 5億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行い、日本において金融商品取引業を営んでいる。

2 関係業務の概要

(中 略)

36 新潟証券株式会社

日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。

37 カブドットコム証券株式会社

日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う(2010年10月1日申込取扱い開始予定)。

38 今村証券株式会社

日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う(2010年12月20日申込取扱い開始予定)。

(後 略)

[前へ](#) [次へ](#)

第5 その他

<訂正前>

(前 略)

目論見書の概要
ファンドの概要

(中 略)

<p>ファンドの特色</p>	<p>米ドルMMF、ユーロMMF、豪ドルMMF、カナダ・ドルMMF、ニュージーランド・ドルMMFの5本をサブ・ファンドとするアンブレラ(傘)型(*)MMFです。</p> <p><u>USドル・ポートフォリオはムーディーズ社から最高の格付である「Aaa/MR1+」の格付を取得しています。</u></p> <p><u>ムーディーズ社による格付はファンドのパフォーマンス、純資産価格(*)の変動性、利回り等の見通しを考慮したものではありません。</u></p> <p>いつでも出し入れできます。</p> <p>分配金は毎日宣言され、毎月最終ファンド営業日に税引きで再投資されます(1ヶ月複利)。</p>
----------------	---

(中 略)

お申込手数料	お買付、ご換金(買戻し)ともありません。信託財産留保額もありません。
国内における 販売会社	<p><u>USドル・ポートフォリオの取扱い</u> 日興コーディアル証券、かざか証券、東海東京証券、東洋証券、マネックス証券、水戸証券、静銀ティーエム証券、SMBCフレンド証券、あおぞら銀行、ばんせい山丸証券、宇都宮証券、中央証券、ソニー銀行、ニュース証券、エイチ・エス証券、ワイエム証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、常陽証券、浜銀TT証券、SBI証券、中銀証券、西日本シティTT証券、百五証券、新潟証券(2010年7月1日申込取扱い開始予定)</p> <p><u>ユーロ・ポートフォリオの取扱い</u> 日興コーディアル証券、かざか証券、東海東京証券、東洋証券、マネックス証券、SMBCフレンド証券、水戸証券、宇都宮証券、中央証券、ソニー銀行、みずほインベスターズ証券、ニュース証券、ワイエム証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、常陽証券、安藤証券、立花証券、浜銀TT証券、楽天証券、エイチ・エス証券、SBI証券、中銀証券、西日本シティTT証券、百五証券</p> <p><u>オーストラリア・ドル・ポートフォリオの取扱い</u> 日興コーディアル証券、かざか証券、東海東京証券、東洋証券、マネックス証券、SMBCフレンド証券、みずほ証券、岡三証券、三菱UFJメリルリンチPB証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、安藤証券、水戸証券、宇都宮証券、中央証券、ソニー銀行、みずほインベスターズ証券、静銀ティーエム証券、ニュース証券、キャピタル・パートナーズ証券、ワイエム証券、前田証券、常陽証券、立花証券、浜銀TT証券、楽天証券、エイチ・エス証券、SBI証券、中銀証券、西日本シティTT証券、百五証券、むさし証券、新潟証券(2010年7月1日申込取扱い開始予定)</p> <p><u>カナダ・ドル・ポートフォリオの取扱い</u> 日興コーディアル証券、東海東京証券、SMBCフレンド証券、安藤証券、みずほ証券、宇都宮証券、中央証券、ソニー銀行、ニュース証券、キャピタル・パートナーズ証券、ワイエム証券、浜銀TT証券、楽天証券、エイチ・エス証券、SBI証券、中銀証券、西日本シティTT証券、百五証券、むさし証券</p> <p><u>ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの取扱い</u> 日興コーディアル証券、東海東京証券、SMBCフレンド証券、岡三証券、宇都宮証券、中央証券、ソニー銀行、みずほインベスターズ証券、みずほ証券、ニュース証券、キャピタル・パートナーズ証券、ワイエム証券、前田証券、浜銀TT証券、楽天証券、エイチ・エス証券、SBI証券、中銀証券、西日本シティTT証券、百五証券、むさし証券</p>
管理報酬等(*)	<p>日々の純資産総額に対して年率0.91%(上限)を乗じた額およびその他費用がファンド資産より控除されます。その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p> <p>(中略)</p>

(後略)

[前へ](#) [次へ](#)

<訂正後>

(前 略)

目論見書の概要 ファンドの概要

(中 略)

ファンドの特色	米ドルMMF、ユーロMMF、豪ドルMMF、カナダ・ドルMMF、ニュージーランド・ドルMMFの5本をサブ・ファンドとするアンブレラ（傘）型(*)MMFです。 いつでも出し入れできます。 分配金は毎日宣言され、毎月最終ファンド営業日に税引きで再投資されま す（1ヶ月複利）。
----------------	--

(中 略)

お申込手数料	ご購入、ご換金(買戻し)ともありません。信託財産留保額もありません。
管理報酬等(*)	日々の純資産総額に対して年率0.91%(上限)を乗じた額およびその他費用がファンド資産より控除されます。その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。 (中 略)

(後 略)

[前へ](#)

独立監査人報告書

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・
マネジメント・カンパニー・エス・エイ 株主各位

年次財務書類に対する報告書

我々は、2008年12月31日現在の貸借対照表、2008年3月1日から2008年12月31日までの期間に関する損益計算書ならびに重要な会計方針の概要およびその他の注記から構成されるトータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの年次財務書類を監査した。

年次財務書類に対する取締役会の責任

年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本年次財務書類の作成および公正な表示については、取締役会が責任を負う。当該責任には、不正または誤謬による重大な虚偽記載がない年次財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制の策定、実施および維持、適切な会計方針の選定および適用、ならびに状況に応じた会計見積りの実施が含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することである。我々は、「公認会計士協会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに年次財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による年次財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む監査人の判断によって選定される。監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、年次財務書類の作成および公正な表示に関連する事業体の内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの2008年12月31日現在の財政状態および2008年3月1日から2008年12月31日までの期間に関する営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパースS.à.r.l.

2009年3月31日、ルクセンブルグ

監査人
代表

ローラン・マークス

[次へ](#)

PricewaterhouseCoopers
Société à responsabilité limitée
Réviseur d'Entreprises
400, route d'Esch
B.P. 1443
L-1014 Luxembourg
Telephone +352 494848-1
Facsimile +352 494848-2900
www.pwc.com/lu
info@lu.pwc.com

Independent Auditor's report

To the Shareholders of
Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.

We have audited the accompanying annual accounts of Total Alpha Investment Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2008, the profit and loss account for the period from March 1st, 2008 to December 31, 2008, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the "Institut des Réviseurs d'Entreprises". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the Auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these annual accounts give a true and fair view of the financial position of Total Alpha Investment Fund Management Company S.A. as of December 31, 2008, and of the results of its operations for the period from March 1st, 2008 to December 31, 2008 in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

PricewaterhouseCoopers S.à r.l.
Réviseur d'entreprises
Represented by

Luxembourg,

March 31, 2009

Laurent Marx

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・
マネジメント・カンパニー・エス・エイ 株主各位
ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥンパー通り 9A

公認の監査人報告書

年次財務書類に対する報告書

2009年3月31日付の株主総会による任命を受けて、我々は、2010年3月31日現在の貸借対照表、2009年1月1日から2010年3月31日までの期間に関する損益計算書ならびに重要な会計方針の概要およびその他の注記から構成されるトータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの年次財務書類を監査した。

年次財務書類に対する取締役会の責任

年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本年次財務書類の作成および公正な表示については、取締役会が責任を負う。当該責任には、不正または誤謬による重大な虚偽記載がない年次財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制の策定、実施および維持、適切な会計方針の選定および適用、ならびに状況に応じた会計見積りの実施が含まれる。

公認の監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに年次財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による年次財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む公認の監査人の判断によって選定される。公認の監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、年次財務書類の作成および公正な表示に関連する事業体の内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの2010年3月31日現在の財政状態および2009年1月1日から2010年3月31日までの期間に関する営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

ルクセンブルグ、2010年5月31日

ケーピーエムジー・オーディット・サール
公認の監査法人

ステファン・ナイ

[次へ](#)

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the period from January 1, 2009 to March 31, 2010

To the Shareholders of
Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.
9A, Rue Robert Stumper
L-2557 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Following our appointment by the General Meeting of the Shareholders dated March 31, 2009, we have audited the accompanying annual accounts of Total Alpha Investment Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2010 and the profit and loss account for the period from January 1, 2009 to March 31, 2010, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the Réviseur d'Entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the Réviseur d'Entreprises agréé, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Réviseur d'Entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the period from January 1, 2009 to March 31, 2010

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Total Alpha Investment Fund Management Company S.A. as of March 31, 2010, and of the results of its operations for the period from January 1, 2009 to March 31, 2010 in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Luxembourg, May 31, 2010

KPMG Audit S.à r.l.
Cabinet de révision agréé

Stephen Nye

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。